

午前10時1分 開議

議長（角谷英男君） おはようございます。ただいまから平成14年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において2番 竹田光良君、3番 中尾広城君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、22番 巴里英一君の質問を許可いたします。巴里君。

22番（巴里英一君） おはようございます。一般質問最終日となりました。こういった機会を与えられますことに対して感謝申し上げます。平成14年第3回泉南市議会定例会に当たり、議長より一般質問の許可を得ましたので、順次質問をしてまいります。

まず初めに、昨年9月11日、午前8時40分、衝撃のニューヨーク貿易センタービルテロから1周年のこの日、小泉首相を初め世界各国首脳参列のもと、日本人23人を含む世界91カ国、約3,000人ものとうとい命を一瞬にして奪った1周年の記念すべき9月11日、この無差別テロへの怒りと深い悲しみを胸に厳粛な追悼式典が挙行され、その式典においてブッシュ大統領は世界に向け、テロとテロ支援国家に対し徹底的に戦うとの決意を表明し、メディアを通して世界各国に協力を求めました。

テロは、民族と宗教の違いだけでなく、先進国と途上国との経済格差による貧困がその要因の1つであり、貧富の差が解消されない限りなくなっていくのではないかと思うところであります。これらに対する先進国としての日本に対する期待とともに果たすべき役割は重要です。

また、日本は今月17日、小泉首相が国交なき国北朝鮮を初訪問し、金正日総書記と日朝首脳会談が行われました。その中で、拉致問題に対する

金正日総書記の謝罪とともに、拉致された方々の氏名が明らかにされましたが、その予想外の内容に拉致家族はもとより私たちの期待は裏切られました。生きていると信じた拉致家族の長年の願いと結果とその違いの大きさに、無念の思いと悔しさ、悲しみは筆舌に尽くせぬものでありましょう。そのことを思うと私は言葉もありません。

その生死の状況と生きたあかし、生活環境実態解明は、今後の交渉の重要課題、問題として交渉過程で明らかにすべきであり、そのことが明らかにならないままの支援はするべきではありません。

また、日本及び国際的に懸念されている核やミサイルを初めとする諸問題の解決は簡単ではないと思います。国交正常化に向けて10月より交渉に入るとの合意文書を北朝鮮金正日総書記と交わされました。

異なる意見や批判も百出する国内の中で、そのことを決断した小泉首相の手腕と期待に対するプレッシャーは大変なものであったろうと思います。言うはやすし行うはかたしであります。日本を代表する小泉首相の毅然とした態度と勇気ある決断と努力に敬意を表するとともに、同時に一抹の懸念はぬぐい切れません。

日朝交渉の今後は、拉致問題を初め多くの懸案があるとはいえ、戦後60年近く国交なきなぞの国であった北朝鮮の窓を開かせた9月17日は、歴史的な日となったことは事実であり、日本の国益を損なうことなき国交正常化を世界平和のためにも願うところであります。

一方、国内においてはバブル崩壊以降、デフレ不況はとまらず、その上、地価下落と株と物価のトリプル安となっており、景気は底をはっている状態であります。政府発表の景気回復の兆しありとはとても言えず、ことし2月の企業倒産は1,712件、その額にして1兆2,713億円であります。2002年度は2万件を超すと言われており、回復の兆候は見えません。

高校・大学卒の就職戦線も厳しく、優良企業である関西電力でさえ社員2万6,000人を2万人への削減が始まっています。今後、企業のリストラはさらに進み、余剰人員整理の中で中高年の失業者がふえ、そういった意味での国の対策は必

要であり、また重要であります。

巨額の赤字を抱え歳入不足の国は、国債発行も限界に来ており、税や料、消費税のアップなど今以上に国民の負担へ転嫁することは必至です。政府、政治家は、国民の求める政治実行できず、政策打てず、責任とらずの三すは、一体何をかをいわんであります。このことは私の言い過ぎでありましょうか。

国民をないがしろにした官僚と政治家、公的という名の国民負担の巨大資金投入による金融、土木建設等の企業名を挙げれば切りがない銀行や大企業への甘い救済策、唯我独尊の無責任経営と経営破綻への自己責任を回避する彼ら。ちょうど乳飲み子が母親に甘えるような甘えの経営体質と体制に吐き気がする思いであります。これでは国民はたまったものではありません。政治不信の高まりでいつ何が起きても不思議ではありません。これでは日本の常識は世界の非常識と言われるのも否定できません。

また、東京電力、東北電力、中部電力を初めとする原発を抱える各電力会社、特にこの3社のシュラウド（炉心隔壁）のひび割れや記録改ざんや隠ぺいなど、この未報告実態、核を扱う企業としてのずさんさ、危機意識の欠如は余りにもひどく、そのおごり、高ぶりはなぜなのか。この行為は犯罪と言うべきものです。一体国は何をしているのでしょうか。このことが改めて問われます。

今、中央は疲弊し、財政悪化にあえぐ中央と3割自治と言われる地方政府、本来のあるべき姿の地方自治体の役割が果たせないほど財政状況は厳しく悪化し、国とともに財政健全化を今ほど問われているときはありません。今、分権をチャンスとして中央依存からの脱却、地方の自立へ、小でできないなら連合することによって可能にする、それが合併であります。このことが避けて通れないなら、一日も早くの思いであります。問題は地方分権は許認可権限事務事業の移譲のみであってはならず、税財源のあり方、課税権限の移譲も含めたものでなくてはならないというふうに思います。

多くの自治体は多額の起債残赤字を抱え、財政破たんは避けるべしとの行財政改革に取り組んで

おります。泉南市も数年前から数次にわたって行財政健全化へ行財政改革を策定し実施されており、あらゆる部門の削減と行政の効率化、スリム化へと取り組まれています。昨年12月議会で承認された第4次総合計画における基本計画の具体的実施への財源確保は、並大抵ではないというふうに思います。長期的展望による歳入歳出の見直しや多様な手法へ、市長を初め職員の努力、そして議会と市民の協力を得ることが達成への必須条件ではと思います。

この行財政改革達成なくして4次総合計画はできません。この計画がすべて実行され実現された暁は、すばらしい泉南市に生まれ変わるというふうに思っております。計画実現への協力は私も惜しまないところであります。

少し前説が長くなりましたが、通告に基づき大綱5点について順次質問してまいります。

大綱1、人権社会の実現についての質問ですが、その第1点は厳しい部落差別の現実認識についてであります。

御承知のように本年3月末、地对財特法が失効し、特別措置による部落問題の解決を目指す三十有余年の同和行政の時代が終了しました。しかし、2000年部落実態調査の結果や相次ぐ差別事件の発生など、残念ながら解決されていません。

また、福祉制度の改革や雇用情勢の悪化など社会情勢の変化に伴う矛盾が同和地区に集中するなど、これまでの行政成果が後退したり、新たな格差や差別が生じている状況があります。法がなくなってもこれまでどおりの成果を後退させたり、新たな差別や矛盾を生じさせてはなりません。

市長は、昨年12月定例会において、私の一般質問、事業総括と法期限後についての質問に対し、国の同和对策審議会答申と地对協の意見具申、また府の同対審答申の精神を踏まえ、財特法期限切れ後も同和对策の推進に一般施策を有効に活用し、同和行政を市の重要課題として進めるとの御答弁でありました。

このことは第4次総計の基本計画の第1章「すべてのひとが共同参画できる共生の地域づくり」の第1に「人権尊重の社会の実現」として基本方針を示されておりますが、しかし今なお厳しい現

実、部落差別の存在を市長は認識されて御答弁されたとの理解ではありますが、その点いかがでありましょか、お尋ねいたします。

次に、2点目は、人権意識と無縁の差別落書き事件についてであります。この事実は直接泉南市と関係ないとはいえ、いつどこで、あすにでも泉南市で起こり得ることだとの認識で御答弁をいただけたらと思います。

去る8月4日、ハイカーであるA氏が紀泉ハイキングコースで発見し報告された近來まれに見る悪質な部落差別等の落書き事件であります。阪南市域の国有林に雲山峰という山があります。ここは紀泉高原ハイキングコースとなっており、A氏の発見通報が6日に阪南市へあり、同市より解放同盟鳴滝支部に連絡があり、直ちに6日に第1回目の確認をし、それだけと思い帰路は別道である雲山峰から鳥取池の危険なそま道沿いを下る途中、30余りの差別落書きを発見されたのであります。

確認2回目の8日は、支部と阪南市、関係者複数が再確認のため登山し確認し、その報告を受けて、続けて11日に阪南市長と私と双方約21名が参加し、現地まで往復約3時間の道ともいえぬ山道で現地確認をいたしました。その落書きは2枚でなく、ベニヤ板と案内板の2枚にスプレーと赤ペンキで書かれた差別落書きで、その形態は白塗りのベニヤを初め案内板、松、杉、ヒノキ、雑木、さらに岩などに赤、黒、黄色などの3色を使ってこのように書かれた事件であります。

皆さんに若干時間をとっていただいて、議長に既にお渡ししておりますが、見えないかわかりませんが、写真でこういう形で、これは立ち木も含めまして非常にひどい差別落書き事件であります。こういったものであります。この現物が実は私の手元にありますので、若干参考にしたいというふうに思います。

1つは、永久に部落解放するなという、こういった看板であります。これは、立てかけたような形というか、川のところへ置いてあるような形がありました。そして、これよりも大きなものがありまして、これの倍ぐらいのものが、実は私の背、手を伸ばして届かないようなところにくぎ及びビスでわざわざ木に打ちつけていたと、こういった

ものが十数枚あったと。そして、いわゆる鳥取池というこの矢印であります。こういったところに赤のスプレーで案内板に書いてた。そして、なお国有林でありますから営林省のその看板にも卑わいな絵をかいていた。かいていたといいますが、塗りたくっていたというのが実は事実であります。

現在、関係行政として営林局、大阪府、阪南市、和歌山県、和歌山市、部落解放同盟大阪府連と同鳴滝支部の6者で対策と今後の対応について協議中であります。

市長及び教育長はこのような悪質な差別落書きの差別性についてどのように思い、見解をお持ちか、お伺いをいたします。また、それをお聞きして自席から私の見解も申し上げたいというふうに思います。

次に、市町村合併についてであります。

第1点、合併に対する各市町長の考えと現況についてであります。昨年も合併についてお尋ねしましたが、その時点では広域を視野に泉南、阪南、岬の2市1町合併について、特例法の期限を見据えながら泉州南広域行政研究会を立ち上げ、検討に入ったと御答弁いただきました。このことについては既に3名の議員の質問に答弁されております。その点、御容赦をお願いいたしまして、私ももう一度確認していきたいと思っております。

合併は、市町村の将来の地域のあり方についての選択を迫られており、将来を見据えた大局的判断が必要であります。これからの追求すべき基本的価値は、安全、快適で人間らしく暮らせる社会を価値の中心に置いた新しい時代の街づくり、豊かさや幸せが実感でき、地域の歴史、文化を誇りとすることができる画一的でない街づくりが望まれております。

国でも市町村合併は避けて通れないと判断し、95年の改正に続いて99年にも合併特例法を改正いたしました。これは最後の支援策と考えるべきであります。そのために、今のままの行政で住民の負託にこたえた適切かつ効率的行政運営をしていけるのかどうか、またそのことをどうするのか、何が必要であるのかが問われています。

今のままでいいのかとの判断は、市町長と議会のリーダーシップにかかっております。反対だけ

で私は未来はなく、国、地方の借金が700兆円になんなんとするとされる現在、国丸抱えの護送船団方式はもう限界であります。言い足りませんが、その意味においても首長の考えは重要です。各市町長の考えとその現況について改めてお示し、あるいはお答え願いたいと思います。

2点目の合併のメリットとデメリット及び市民への情報提供についてであります。先ほども述べましたが、特例法には期限があります。残された時間は約2年6カ月です。期限延長もあるとの考えに私はくみしません。

大事なことは、市長初め議会も真剣に考え議論し、社会変化に耐え得る体制、自己自立をいかにすべきか、また地方自治体も地域のことは地域で決定し、実行できる体制を整えていく。簡素にして効率的な行政組織を再構築する。分権時代を支える健全にして安定した財政基盤を確立する。もちろん、そのために権限と財源を地方に移譲させ拡充していくことは、既に述べたとおりであります。

そして、市の現状と街づくりへの将来見通しについての正確で公正なデータを全面公開し、地域全体を見据えた賢明な選択を住民に託すべきであり、合併のメリット、デメリットについても市民への情報提供は絶対条件であり、そのことが成否を分けると思うところですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

大綱第3、財産区についてですが、その1点目、樽井財産区の管理及び財産区財産の現状と運営、その内容についてであります。

この樽井財産区は古くて新しい問題として、本議会において、平成7年より余りにもずさんな管理・運営に対し議会のメスが入ったのが私がかかわったきっかけでありました。過去、予算及び決算特別委員会や本会議で自治法に基づく正常な管理・運営をされることを願って、質疑、質問をいたしてまいりました。

さて、今般の質問は、要旨にお示ししていますように、本財産区の管理及び財産区財産の現状と運営、その内容はいかなるものか。法にもない財産の民地交換や売買、また賃貸借地など適正に管理・運営されているかどうかの点と、そのための

地積更正図の正確なものはどのようになっているのか、また歳入歳出の予算及び決算書などを御答弁され、お示しいただければと思います。

2点目の今も財産区的財産として扱っている各財産区の問題と方向について。

合併問題が2年余りで現実として避けて通れない状況は御承知でありましようが、そのためにも財産区的扱いの財産の整理、活用の方は早く急がねばなりません。その意味からも、財産区的財産の現状と方針、方向はどのように考えておられるのか、お示してください。

大綱第4、行財政改革についてです。

その1は、新行財政改革大綱実施計画実行への決意と実施状況についてですが、行財政改革にかかわる計画はたしか平成8年ごろよりなされたと思っています。間違っておれば訂正いただければと思いますが、現在取り組まれておりますこの計画もあと1年半、社会変化によりその達成に厳しいものがあるのではと思うところです。現行の達成への決意と実施状況、またできないとしたら問題点は何なのか、どこにあるのかなど、また新々行財政計画の必要性があるのかも含めてお示してください。

大綱第5、伝承文化について。

その1は、泉南各地に伝わる伝承文化の保存と保護、育成についてであります。私が言うまでもなく市長初め皆様よく御存じのことですが、市制30周年を境にぱったりと市の取り組みは途絶えました。以前の質問で市長は、今後取り組むとの御答弁でありました。市民参加の方法も提案いたしました。実行されておられません。方式について後ほどまた提案いたしますが、その点についていかがお考えか、お尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。私が長過ぎたのかと思いますが、できるだけ簡素にして適切な御答弁をお願いします。

終わります。

議長（角谷英男君） ただいまの巴里議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方からは、1点目の人権尊重社会の実現についての厳しい部落差別の実現認識についてと、それから差別落書きについて

の市長としての見解、それと市町村合併についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の人権尊重社会の実現についての中の現実認識についてでございますけども、国の同和対策審議会答申及び府同和対策審議会答申の精神を踏まえまして、同和行政を市政の重要課題として位置づけ、同和対策特別措置法、地域改善対策特別措置法に基づく施策の積極的な推進に努めてきたところでございます。

その結果、住宅あるいは下水道等の生活環境施設の整備を初めとして、各分野で大きな成果を上げてまいりましたが、なお就労、教育等における課題が残されており、また市民の差別意識の解消が十分に進んでいない状況でもあります。

これらのことから、国の同和対策審議会答申が指摘し、また地域改善対策協議会の意見具申でも指摘しているように、部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に推進されなければならないものであるとの認識をいたしております。

本年3月末に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効し、30年以上にわたり実施されてきた財政法上の特別措置による同和対策事業は終了いたしました。特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないと、地域改善対策協議会の意見が示されております。

これらの答申及び意見具申を踏まえ、同和問題の解決に向けた施策の推進に当たりましては、同和問題解決の取り組みを人権問題の本質からとらえ、本市の人権条例の目的であります差別のない明るく住みよい国際都市・泉南市の実現を目指して、一般施策を有効的に活用し進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、阪南市等で発見されました差別落書きについての見解でございますけども、私も先般担当部局より写真を含めてその実態を聞いたところでございまして、大変残念に思いますとともに、今なおそういう差別落書きがあるという現実の厳しさというものを改めて感じたところでございます。

したがって、今後ともやはりそういう意識

がまだまだ残っているという認識のもとに、これからの人権尊重の社会の実現ということについて、積極的に取り組んでいかなければならないというふうに改めて感じたところでございます。

なお、本市としてのその後のハイキングコース等の点検等については、後ほど担当部長より御報告をいたします。

次に、市町村合併の問題についてでございますけども、常々巴里議員におかれましては市町村合併に積極的な見解を示され、またその活動の中でさまざまな非常に詳しい資料あるいは情報をお持ちでございまして、私どもも参考にさせていただいているところでございます。

平成12年4月の地方分権一括法の施行によりまして、本格的な地方分権の時代を迎え、自己決定、自己責任のもと行政を進めていくため、市町村にはこれまで以上の体制の強化や効率化を図ることが求められております。そのためにも、市町村合併は避けて通ることのできない課題であると認識をいたしております。

本市におきましても、従来の阪南市、岬町と本市で構成しておりました泉州南広域行政研究会に、新たに泉佐野市、田尻町を加えた3市2町の枠組みで、合併も視野に入れた新しい広域的連携のあり方の調査研究を行うとの目的のもと、先月8月26日に本市総合福祉センターにおいて研究会を開催いたしました。研究会においては規約の改正や今後のスケジュールなどの案件について協議を行い、全員一致で承認されたところであり、その内容につきましては御案内させていただいたとおりでございます。

御質問のありましたその中の1つで、各市町長の考え方ということについては、その後記者会見が行われまして、その中で一定各市町長の見解が質問という形で求められました。その中で、合併問題に関する基本的な考え方はどうですかという質問がございました。

私は、合併については住民、議会ともに考えていくということをお願いしまして、特例法の期限内にパートナーの整理、合併の意義や課題等を整理しておかないと、首長としては無責任ではと考えておりますということをお願いしております。

意識や課題をきちっと整理したい、そして住民、議会に問いかけたいと、合併には基本的には賛成であると、こういうふうに申し上げております。

阪南市長は、合併に反対というのではなく、広域行政を拡大しながら合併の是非について住民とともに考えていきたい、合併の是非の判断には住民投票が必要と考えます。それから、若干の違いはあるけれども、同じ土俵に乗って合併のメリット、デメリット等を議会と住民とで共有していきたいと、合併の目的の整理も必要であるというふうにお答えされておられます。

岬町長は、合併を視野に置いて合併問題の調査研究を推進していくと、住民に合併問題に関する情報を十分に提供し、住民に是非を問いたいという発言でございました。

泉佐野市長は、合併に基本的に賛成であり推進していくと、規模に関してはいろんな組み合わせがあると思うがと、こういうことでもございました。

田尻町につきましては、住民、議会とも今余りそういう意識はないと。合併かどうかという段階ではなく、合併問題等に関して調査研究を実施し、情報を住民、議会に提供し、是非を判断していきたいと、こういうお話でもございました。

その中で規約の改正もいたしまして、従来は広域行政の推進や新しい広域的連携のあり方等の調査研究を行いということになっておりましたのを、今回は市町村合併も視野に入れた新しい広域的連携のあり方の調査研究というふうに改めております。したがって、今回初めて市町村合併も視野に入れたという文言を会則の中に入れたということでもございまして、全会一致で承認をされたところでございます。

次に、合併のメリット、デメリットあるいは情報提供ということでもございますけれども、これについては合併特例法の期限は、御指摘ありましたように平成17年3月ということになっておりました、残りは余りございません。法の再延長はないというふうにお聞きをいたしてるところでございます。

その中で、逆算をしていきましたならば、少なくとも来年の3月ぐらいまでに3市2町の枠組みで一定の整理を行う必要があると。それを取りま

とめた上で、当然議会の皆様方あるいは市民の皆様方にその情報を提供をし、議論をしていただかなければならないというふうに思っております。そして、来年の夏ごろまでに一定のそれぞれの市町としての方向性を決めていく必要があるというふうに考えております。

その中で、法定の合併協議会の設置に向けて進むということであれば、来年の半ばぐらいのそれぞれの市議会、町議会に御提案をする必要があるのではないかと考えております。

それと、今後市町村合併というのが1つあるわけですが、そのためには議員も御指摘ありましたように、地方行財政制度の改革というものが必要でございます。先般9月5日に大阪商工会議所の国際会議ホールで片山虎之助総務大臣の特別セミナーがあったわけでもございますけれども、その中でも地方行財政制度の改革というものが検討されておられます。

言われております地方税中心の歳入体系とするために、国から地方への税源移譲等によりまして、現在国税と地方税の割合は6対4となっておりますが、これを5対5にしていきたいというお話もございました。そして、市町村合併の推進ということで、今後とも支援体制を進めていきたいということで、市町村合併推進プランにおける市町村合併支援策を従来の57項目から80項目へ拡充をされたところでございます。

また、市町村再編後の地方自治体のあり方として、どうしていくべきかという論点の中では、基礎的自治体のあり方、そして大都市のあり方、大都市と都道府県との関係、都道府県のあり方というものを今後国としても検討していく必要があるというお話もございました。これらを踏まえますと、やはり市町村合併ということは真剣に議論をしなければいけない課題だと、いたずらに時間を費やしてはいけないと、私はこのように思っている次第でございます。

したがって、今回3市2町で新たなスタートを切りましたので、その中で精力的に調査を進め、そして多くの皆さんに御判断いただけるような情報の提供を行っていききたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほどの御質問の中で、隣の阪南市で起こりました落書き差別事件等にかかわりまして教育長の見解をとということで御質問があったと思いますので、そのことについてお答えを申し上げたいと思います。

今回の差別落書き事件につきまして、大変残念なことであるというふうに考えております。常々教育行政あるいは教育現場におきまして、人権教育についての指導、この徹底をさせておるところでございますけれども、まだまだこういったところで努力不足といいますが、力不足といいますが、そういった面が多々あるかというふうに考えてございます。今後も、教育委員会全体といたしまして、人権教育の大事さを進めてまいりたいと痛感いたしておるところでございます。

また、伝承文化についてということの御質問もございましたので、この件についても御答弁を申し上げたいと思います。

まず、本市における伝承文化を継承されている団体の皆様の御活躍について述べさせていただきます。

先ほども巴里議員の御指摘のように、平成12年の11月に文化ホールにおきまして、市制の30周年記念事業の一環として「伝承文化フォーラム2000」を開催しまして、当日は市内の新家中村きね地蔵講とか、新家上村かけや節、男里郷土芸能保存会によりますソーレーサー ソーレーサーというところとソーレーサーとございますが、そういった愛好会の方のもの、それから鳴滝の盆踊りの保存会、信達地区のさんやの皆さんによるすばらしい踊り等の披露、その辺から伝承文化の研究会の乾先生の解説での文化ホールの催しで満員になったという状況でございました。その翌年の平成13年には、鳴滝の盆踊り保存会と男里の郷土芸能保存会の皆さんがなわ伝統芸能等功労知事表彰も受賞されました。

それ以外にいろんなところへも出かけていただいておりますが、言うまでもなく地域における伝承文化の継承というのは、地域への愛着を高め、地域の誇りとなるものであります。

そのことの観点から、本年度では地域における

伝承文化の伝承に日々努力されている指導者の方々に報いるべき報償費といたしまして、少しでもございますけれども、18万円の予算を計上させていただきますところでございます。保存会としましてこれまで長年にわたり活動されておられるところも含めまして、地域の人々への継承において、幾らかでも行政として支援できればと考えております。

また、今まで申し上げました団体以外にも地域で活動されておられる団体等について発掘していくことも今後の課題かと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 市長が認識についてはきちっと御答弁さしていただきました。

次に、人権尊重の社会の実現についてのうち、人権意識と無縁の差別落書き事件について御答弁をさせていただきます。

去る6月初旬に、岸和田市葛城山登山口、また8月初旬に阪南市紀泉高原ハイキングコースにおきまして、議員御指摘のとおり、樹木、岩肌にペンキ状のもので広範囲に差別落書きがなされているのが発見されております。

本市におきましては、各市より連絡を受けた後、人権推進本部を中心に、発見状況、対応等の情報収集を行うとともに、特に隣接する阪南市の状況につきましては、人権啓発、人権教育の担当者を現地に派遣するとともに、分析等の情報交換を行っているところでございます。

また、秋の行楽シーズンを迎えるに当たりまして、本市といたしまして9月6日に人権政策推進本部を開催いたしまして、阪南市の状況等を報告し、庁内挙げて市内山間部のハイキングコース等の点検を行うと決定いたしまして、9月13日までに7コースの点検をいたしました結果、差別落書き等の発見には至っておりません。

なお、今後とも阪南市と連携を図るとともに、その成果を人権教育、人権啓発に生かすべく努力してまいります。

以上です。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番(巴里英一君) 一応答弁いただいて、私の方が質問のあり方が悪かったかなと思います。改めて時間をとって、次回にまたこのことを残された、私が質問した内容でもう一度確認したいというふうに思います。(発言する者あり)何もあなた方に言われる筋合いはないです。

〔成田政彦君「議事進行」と呼ぶ〕

議長(角谷英男君) 成田君。

18番(成田政彦君) これね、議会運営委員会で決められとって、議員がそんなんおかしいですよ、こんな議会。答えたやつに質問せんでもええなんて、みんなつくっとるでしょう、きちっと理事者の方。それはやっぱり、こんな前代未聞やわ、こんな議会。相談して質問する、こんなこと、議長よ、ちょっとやってみらわんと、そんなこと。

議長(角谷英男君) ただ、原則は本人に与えられた1時間なんですよ。質問を通告して、そのことに対してどう答えるか……(発言する者あり)そう思いますけどね。和気君。

19番(和気 豊君) 事前に質問を通告したけれども、それは省きますと、やりませんと、お答えは結構ですと、こういうことであれば、それはいいですよ。従来からそういうルールでやってきておりますから、それは慣行ですよ。ところが、今回は登壇して質問をしてるわけですから、議員が質問したことには理事者は答えると、これがルールやというふうに思いますよ。

だから、議長言われることについてはわかりますけれど、質問した以上やっぱり答弁をもらおうと。これはやはりルールとしてきちり今後守っていただきたいと、これは慣習ですから。今までそういうことはなかったように思いますよ。あったらお教えをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長(角谷英男君) 再度申し上げます。確かに言われることはわかりますが、巴里議員の一般質問1時間というのは、巴里議員に与えられた権利なんです。その中で自由に使うかどうかは、巴里議員がやっぱり選択していただかなければいけない。ただし、巴里議員におかれまして、その辺は十分注意されて質疑を行っていただきたいというふうには思います。続行願います。

22番(巴里英一君) 失礼をばいたしました。残された答弁は財産区だけだというふうに思いますので、それは皆さんがおっしゃいますから、端的に御指摘のとおりか、それについてどうかということだけ答弁いただければ結構です。

議長(角谷英男君) 中谷総務部長。

総務部長(中谷 弘君) 財産区の関係でございますけれども、御答弁をさせていただきたいと思えます。

現状、樽井財産区につきましては、従来から良好な環境の維持及び財産管理のために努めているところでございます。その中で、御指摘のありました財産の貸し付けにつきましては、現状としては東洋クロス、それと自動車教習所が大きな貸し付けの部分でございます。それと、以前から御指摘のあった海岸沿いの一部の貸し付けにつきましては、少し時期が遅くなりましたけれども、この9月末日をもって契約を解除ということで整理をさせていただいたところでございます。

それと、民地の交換等でございますけれども、過去に地域住民の方の利用ということの中での交換等が一部あるということを御報告させていただいておきたいと思えます。

それと、地積更正の関係でございますけれども、数年前でございますが、東洋クロスにつきましては、土地の確定等の手続を行っております。その後の部分については、順次これからも当然適正な維持管理をしなければならないという考え方のもとにそれはやっていくという考え方でございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

それと、みなし財産区の関係でございますけれども、本市の場合は法に定められた財産区は樽井財産区だけでございまして、その後の財産区的財産についてはみなし財産区という形で処理を行っておるわけでございますが、この分につきましてはも巴里議員から過去に整理したらどうかという御意見等いただいております。現在、各府下各市のそういう財産区的財産についての調査等を行っておるところでございます。そういう関係も早急に整理しなければならないということでございますが、現在まだ答えは出ていないわけでございますが、今後ともその辺の整理について努力はしてま



いりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） ありがとうございます。皆さん方、今部長にお答えいただきました。これは先ほど申し上げましたように、改めて整理をして質問のあり方を私も考えていこうと。足るのかな、足りないのかなと思っても実は要旨を書いていったわけでありまして。そして、私も長かったということも思いますが、御答弁も懇切丁寧にいただきましたので、そういった意味ではお互いには整理しながらやらなきゃならないというふうに思っています。

それじゃ、絞って再質をしたいと思います。

先ほど私が第1点目で質問をいたしました内容であります。これほどひどい悪質な差別落書き事件というのは、私が今まで生まれてこの方目にしたことはないわけでありまして。実は、この調査に行ったときに、予備知識はあったからそうなんだと思う意識で登っていったんです。

約1時間ほど登ったところから大体あったんですね。見つかり方は最初の頂上の方にあったんですよ。だから、それしかなかったと思ったんだが、近くに子供王国といいますか、阪南市の、ランドですか、あそこを登っていたときにはそこだけです。

逆に帰りに調査隊が入っていったときにこのものがずうっと見つかったという、そういうときのショックというのはひどい。やっぱり私とこへ報告へ来たときに青ざめてまして、私もこのことを受けたときにショックを受けて、そういう意味ではこういった社会がまだ今なお存在するということがあります。

日本共産党はそれは違うんだという言い方も時々されるんですね。それで、全解連でもそんなことはない、それは解放同盟がやったんだというようなことを時々言います。それでビラでも書きます。そういうことは私自身がそんなことはあり得ないし、我々がそのことを道具に使うとか使わないとかいうことは、これは断じて私はあり得ないということでもあります。

それで差別がなくなったということではないと

というのは、この事実を見ても明らかであろうと思います。そのことは現在の部落差別に対して、これはやっぱり今なお根深く生き続けているんだなというあかしであります。このことは例えば言葉の中にありますが、エッタ、エッタボシ、エタの税金泥棒、エッタ万歳、人権はない、残せ江戸時代の身分制度、平民どもせせと税金を納めやがれ、わしらが食いもんにしたるわい、エッタ解放同盟。ほかに三悪追放、穢多、朝鮮、中国など、個人名、民族、被差別部落民に対し攻撃的で恨みを丸出しにし、また税金泥棒とねたんであります。

そういったものが正式なハイキングコースから離れたそま道と言われるようなところに、急斜面の道沿いにおり切るところまでわざわざ繰り返して張られたり書かれたりしている。赤、黒、黄ですから3色ですが、また先ほど示しましたように、ああいった意味でわざわざ 普通の厚いベニヤなんですが、そこに白いペンキを塗って、また書いて上へ持ち上げてそれを打ちつけたという、この行為は一体何をするのかと。

私これを見たときに、改めて昔よく聞きましたが、子供のころありましたが、丑時参りのわら人形にくぎを打ちつけたような、こういった感覚を受けたんです、私自身は。そこに対してとどめ刺したような打ちつけ方のように見えたわけで、この執念そのものは異常じゃないかとか私にはとらえられないし、見にいった方々は暗たんたる思いで言葉が出ない状態なんです。

これが現実の社会にまだ存在していることそのものが、だれが見ても、これを皆さん見てこんなええというようなことはだれもおらないわけで、このことがまだなお行われている社会というか、まだあるんだということの共通認識を私はしていただきたいというふうな思いで、実は他市でありましたが、先ほど報告いただきましたように、葛城山中にもありました。そして、ずうっとあるわけですね。改めて各市町村にお願いをして、そういったコースにあるのかないのかということをお願いをして調査依頼をしたところでありますが、現実にはまだわかりません。

これについては、多くの皆さん方がショックと同時にこのことの問題点を整理しながら、国を初

めとする和歌山県、和歌山市も含めて、大阪府、法務省も含めましてこういった対応、そしてやっぱり器物破損も含めて警察へ告訴するという事で、これ以外にも阪南市のトイレ、いわゆる鳥取池の下にあります、そこにも差別落書き事件が実はありました。ところが、我々が知る前に消されていたという報告がありました。こういったことがなぜ起こり得るのかということでもあります。だから、私は非常に残念とか無念とかいう言葉がないというのはそういう意味です。

その点で、当市と直接関係ないとはいえ、そういったものを示して、改めて人権問題の重さと厳しさと、やっぱり市民に対する啓発のあり方を我々は考えていかなきゃならないのかなと、対応も考えなきゃならない。このことに対して、当該市であります阪南市を初めとする各行政あるいは関係機関がそれなりの、そして阪南市はきちとしたものをやりながらやっていくということが報告されまして終わったわけではありますが、まだこれから続くと思います。

こればかりやっておれませんが、こういったことも現実にあるということの御認識をいただきたいということで、やったという思いを皆さん方が御理解いただければありがたいというふうに思います。

次に、市長にお答えいただきまして、それに付けても合併については、全国的にも大阪府は合併については取り組みが非常におくれていると、遅々として進まない。今、高石が堺市に合併することで住民投票にかかるという、こういう形で制定されて実行されようとしています。

枠組みは確かにいろいろありますが、これはだれにとっていいのか、大事なのかということがポイントでありまして、議会にとってどうのこうのでなしに、我々が将来的に合併を見据えながら、泉南市に我々の範囲内における、今現段階におけるやっぱり市民の理解と協力を得ていく方向の十分責任がありますから、市長の決断と、そういった意味での市民へのアプローチといいますか、情報といいますか、多く渡して理解を得てそれで住民が、やっぱりこうなってくれば私たちは賛成できますよというところまで、私はかなりの資料

なり、研究機関といいますか、行動する機関といいますか、そういうプロジェクトを組んでやらなければ、成功はおぼつかないかなということが今の時点で懸念されます。

来年3月とおっしゃいましたが、来年3月にそこだけ立ち上げて後はどないなんねんという、住民はそこからわずかの間で果たしてやり切れるんかというたら、なかなかそこまで行きにくい面が僕は多々あると思います。

そういった意味では、改めてそのプロジェクトというものを、泉南市におけるいわゆる将来像を描くための行財政改革を含めたところでありますが、それをきちっと整理をする、そしてそれを動かしていくというシステムをつくるということはおありかどうかということをお答えいただきたいと思えます。

市長（向井通彦君） 我々も全職員にこの問題について真剣に考える必要があるということで、研修会等も開いております。それと、私自身もせんなん伝市メールで要請があれば出かけていって、この問題についていろんなお話をさせていただいております。また、10月8日に泉南市商工会青年部の主催であいびあでありますけれども、これはオープン参加と聞いておりますが、そういうところも含めて、機会あるごとに、今本当にこの問題については真剣に考えないといけない時期ですよということをお話をしているわけでございます。

したがって、今御指摘ありましたように、3市2町の事務局は今会長市であります私どもの泉南市が預かってるという部分がございます。それと、私ども自身でもこの問題の取り組みについて、今御指摘ありましたように、担当部局だけではなくて、いろんな分野にかかわる話になってまいりますので、おっしゃったような別の何か組織ですね。プロジェクトなり、あるいは庁内の公募なり、そういう組織も必要だというふうに考えております。

議長（角谷英男君） 巴里君。

22番（巴里英一君） 市長、ひとつその方向で、拙速はいいとは思いますが、しかし急ぐことは確かでありますから、ぜひとも広範囲なプロジェクトチームを立ち上げて基本をつくって、そして情報提供する、そして市民も参加するという形で

ぜひとも急いでほしい。ある意味での急ぎという  
意味であります。

そういう意味で、行財政改革を含めた中での行  
動ですから大事な点。そこで決断するのは最終  
的に市長であり議会であるというふうになるうか  
と思いますんで、その点よろしくお願いをしたい  
と思います、また機会があろうと思いますので。

それで、財産区なんです、注文だけつけとき  
ます。樽井財産区の、ずうっとありますが、1,2  
00万何がしを市の財政から支出して、そして樽  
井区長に渡して任意でいわゆる工事を発注さして、  
そして海側にホンテスのところにやってホンテス  
に貸したという、それはおかしいですよという私  
の指摘で、そのことが現在、来年6月ごろまでと  
昨年言いました。

それで、二、三週間前見たときはまだたくさん  
あった。車もとまってるし、物もいっぱい積んで  
あったと。整備されたやつでした。3日ほど前に  
通ったらきれいになっとった。これは評価するこ  
ともありますが、これがきちんとこの間契  
約切れてますから、この間の問題をもうちょっと  
整理をしなければならぬ問題と、そして泉南市  
が今後済生会へ樽井駅北側からずっと道路をつけ  
ていくわけで、ここにいつの間にか向こうの方に  
民地になってる、換地した民地になってるという  
ことがあります。

湖月と言われる、旧湖月なんです、湖月のサ  
イド、いわゆる北側、東北側になるんですか、あ  
そこに変わってしまっていると、ここになかった  
ものがこっちへ出てきてるということが、なぜそ  
うなのかということをもっと整理をして、そのこ  
とを泉南市がつくるとき買うということのないよ  
うに、ぜひとも、本当は換地はあきませんよ。法  
においてはだめになってますから、そういう点で  
は十分注意をしてこういった行為をしてもらいた  
い。

管理会が勝手にこのことを進めるとしたら、こ  
れは大変な問題です。こういう売買とかそういう  
点を含めてやるときは、大阪府知事の許可が要り  
ますから、許認可ですから許可が要ります。そし  
て、市長名でそのことをきちんと明らかにして議  
会へ報告するというでなくてはならないんで、

その点も今後運営についてもきちんとしていただ  
きたい。

歳入歳出についても、また後ほどでも結構でご  
ざいますから、きちんと私の手元にいただければ  
と思います。それをいただいた上で、また時期を  
見て適正な運営をされているのかどうかを判断い  
たします。

財産区財産についてはもう前から言うてますよ  
うに、確かに部長そのとおりで、やっぱり皆さん  
の財産ですから、いかにそのことを有効に活用し  
ていくシステムをつくり上げるかということはず  
っと言い続けておりますので、その点も含めてち  
ゃんとした方向性で決裁なり決意をしてください。

十分できませんでしたが、これをもって私の質  
問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（角谷英男君） 以上で巴里議員の質問を終  
結いたします。

次に、19番 和気 豊君の質問を許可いたし  
ます。和気君。

19番（和気 豊君） 日本共産党泉南市会議員  
団の和気 豊です。通告に従い、大綱4点にわたり  
質問をしてみたい。

泉南市政はこの16年間、関空優先の大型公共  
事業、同和事業優先で大変な借金財政をつくり出  
してまいりました。昨年度末の借金総額は約23  
3億円、2001年度末の赤字が2億6,000万  
円です。そして、市民にとってゆるがせにできな  
いのは、みずからの政策選択がつくり出した財政  
危機を暮らし、福祉切り捨て、市民犠牲で切り抜  
けようとしていることでもあります。それが199  
7年から始まり2期目に入っている行財政改革で  
あり、今府から押しつけられた財政健全化計画で  
さらに市民に我慢を押しつけようとしていること  
であります。

すなわち、自治体本来の暮らし、福祉を守る仕  
事を投げ捨て、泉南市政を開発会社化し、そして  
公立保育所の民営化、破綻した第三セクターにか  
わる民間の経営手法を取り入れたPFI事業の導  
入など、自治体を効率第一主義の営利企業化にこ  
れまでも、これからもかじ取りしていこうとい  
うのが向井市長、あなたの市政運営の柱ではないで

しょうか。

それでは、具体的に質問の中でそのことを検証してまいりたいと思います。質問の第1は、市町村合併です。

あなたはこれまでの私の質問に、まだそこまでいっていない、余り先取りされては困ると具体的に質問には答えようとしてこられませんでした。しかし、その一方で、春から初夏にかけて市としての意思決定をし、6月議会で決議を得て法定の合併協議会を成立させようとし、そしてあなたが中心になって立ち上げられた泉佐野、田尻も参加した泉州南広域行政研究会は、来年2月まで合併協定項目の協議の調整原案を持ち寄ることを決めているではありませんか。

一体全体あなたはそこへどんな街づくり原案を持ち込もうとされているのですか。市政の主人公であり、街づくりの担い手である市民の声をどのように反映されるのですか。その住民の声を酌み上げる手法や時期についても明らかにしていきたい。

また、第4次総合計画の策定の際にアンケートをとられています。あなたが代表をされている泉南地域広域行政推進協議会でも、第3次泉南地域広域行政圏計画策定のためのアンケートをとられています。そこに凝縮された市民の皆さんの声をどのように生かされるのですか。そして、泉南市の当面する街づくりにかかわる政策課題をどのように反映されるのですか。お示しをお願いします。

さて、6月広報で、今なぜ合併なのかという設問を設けて答えを出しておられますが、その中で、国の指示や命令を待たずにみずからの責任と判断で行政の施策、サービスの内容を決定し実施していく、いわゆる地方分権を担える質を備えた新しい市をつかっていくための合併だと言われています。

しかし、国の合併にかかわる方針はいろいろな制約を設けています。例えば、合併にかかわる街づくりを進める財源である合併特例債ですが、無条件にどんな事業にも適用されるのでしょうか。老朽校舎、保育所、築40年近く経過し、調査報告では建てかえという結論が出ている市営宮本住宅などについては対象になるのでしょうか。合

併に伴う諸事業が優先され、子供や高齢者にかかわる事業がこれまでも10年近く先延ばしされてきましたが、これからも優先順位で後景に追いやられるようなことはないかどうか、お示しをお願いします。

次に、市の行財政改革や財政健全化計画では厳しい我慢が市民、とりわけ高齢者や子供たちに押しつけられています。泉南市よりも財政事情の悪い泉佐野市、そして来年度、2003年度には一気に5億円近い住民負担が押しつけられようとしている阪南市が合併して、どうして住民サービスの向上が図られるのでしょうか。

開発、大型公共事業を180度転換し、暮らし、福祉優先に切りかえる姿勢と財源の保障があれば懸念する必要はありませんが、この点では近隣で最大の財源富裕自治体である田尻町や町民が合併に参加してくれる保障があるのでしょうか、お示しをお願いします。

6月広報では、さらに財政危機の現状を示しながら、市町村が現在の行政サービスの水準を維持していくためには体力の強化が必要だとして、あたかも合併でそれが保障されるかのように言われています。住民サービスの水準維持と向上に向けた支援策と、その財源保障はあるのかどうか。この点では、合併先進市ではほとんどの市で国保料、保育料、使用料など市民サービスが切り下げられたと言っていますが、どうでしょうか。わかっておればお示しをお願いします。

質問第2は、高齢者対策についてであります。

この10月から高齢者医療の窓口負担が定額から1割に引き上げられます。一定額以上は2ないし3カ月後に償還払いで返ってくるにしても、実質2倍強から4倍近い引き上げになります。新聞の声欄にも、年寄り死ねと言わんばかりの仕打ち、何が三方一両損か、得するのは国だけ、などの投書が数多く寄せられています。

1997年、橋本内閣の老人医療有料化のときに起こった医療抑制があるとき以上に生じることは必至であります。市独自の軽減策、高額医療の委任払い制度など、高齢者の皆さんが医療改悪のもとでも安心して受診できる対策が必要だと思えますが、お示しをお願いします。

また、償還払いは本人が市役所の担当窓口で申請しなければなりません。申請漏れがないように該当者への徹底について方策を講じるべきだと思いますが、お示しを願います。

次に、介護保険の保険料と利用料の軽減策についてであります。

12年度から3年間で生み出された余剰金は、14年度末までに介護被保険者に還元すべきお金であります。この積立金約8,000万円余を取り崩し、どう有効に活用していくのか。検討結果についてお示しを願います。

質問の第3は、農業公園についてであります。

小泉内閣の経済政策の行き詰まりのもと、倒産、失業、リストラなどによる雇用喪失の府下平均は6.7%です。泉南地域の状況はもっと厳しい状況です。

ところが、向井市政はこれからも5年間で市民に約20億円の負担を押しつける財政再建を計画しています。その一方で、27億円のむだ遣いと多くの人から疑問を持たれている農業公園だけは、何が何でも17年オープンを目指して強行していく姿勢です。

なぜ今、暮らし、福祉を削っても農業公園なのか。最も大切な市民の声をなぜ聞かないのか。利用アセスを実施しますとの約束をほごにして、京阪奈の中心部に位置し、学園都市の建設などで人口が急増している京都府営の類似施設の実績を置きかえるだけの安直な数字でらちを明けようとするのか。納得のいかないことばかりであります。事実上、これから整備が始まるいわば重要な節目の年度であることし、今までの問題点を抜本的に整理して、計画段階から市民参加でやり直す考えがないのか、お聞かせを願います。

次に、民間の事業手法を導入するPFI事業として整備、運営・管理を民間に委任するということですが、業者選定、契約、事業運営の透明性、議会や第三者機関の随時検査など確たる保障があるのかどうか、あわせて現在の進捗状況についてもお示しを願います。

質問その4は、個人浄化槽の維持管理費についてです。

最近、あちこちで個人で設置されている浄化槽

の維持管理費が高いのではという苦情がよく寄せられるようになりました。ふん尿は言うまでもなく一般廃棄物です。この収集、運搬は市の責任で当たらなければならないというのが廃棄物処理法の基本としてうたわれています。が、実情は個人と業者の契約で価格設定がされていて、ピンからキリまで大きなばらつきがあります。中には5人槽で汚泥の抜き取りと年4回の点検手数料で合計9万5,000円というところがあります。これが適正価格なのか、市の指導はどうなっているのか、他市での取り扱いはどうなっているのか、お示しを願います。

質問は以上であります。

議長（角谷英男君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から市町村合併についてお答えを申し上げます。

今回、従来の泉南市、阪南市、岬町の枠組みから泉佐野市、田尻町にも入っていただきまして、3市2町という枠組みができ上がりました。今後、この3市2町をベースに、まだ参加するところがあるかもわかりませんが、当面3市2町という形で調査研究を行うことで合意をいたしました。8月26日のことでございます。

今回の調査は、さきの質問者にもお答え申し上げましたように、従来は会則としては広域行政の推進案、新しい広域的連携のあり方等の調査研究ということでありましたけれども、今回の規約改正で市町村合併も視野に入れた新しい広域的連携のあり方の調査研究を行うというふうに改正をしたところでございます。そのときにスケジュールも一定決めまして、来年の春ごろをめどに一定この3市2町の枠組みでの調査研究をするということになっております。それが出ました時点で、当然いろんなところへの資料提供、情報提供、そして説明をしていくということでございます。

議員は言われましたけども、まだやっぱり先へ進んでおられると思うんですね。それ以後の話をどんどんされているわけですが、私はいつも言っておりますが、そこまではやっておりません。したがって、その調査結果によって一定それぞれの市町がどういう方向に進むのか。要する

に単独でいくのか、法定合併協議会までつくるのかという選択をする必要があるわけですね。それが来年の6月ごろじゃないですかということを申し上げてるわけでございます。(和気 豊君「春から6月か」と呼ぶ) ええ、そうです。そういうことですね。春から夏にかけてですね。そういうことで今スケジュールを組んでおります。

ですから、当然その間においても、今国あるいは地方においてどういう問題があって、この市町村合併が議題になってるかということを十分説明していく必要があるというふうには考えております。私も機会あるごとにそういう、講師に呼ばれたりすることも非常に多いわけですが、説明をいたしているところでございます。

それと、時期的なものにつきましては、平成17年3月が合併特例法の期限ということでございます。それをベースに1つ考えますと、そこから逆算して来年の春から夏にかけて一定の方向性を決める必要があるのではないかとスケジュールを組んだ次第でございます。これは3市2町とも合意している話でございます。

それと、広域行政推進協議会でアンケート調査を以前やりましたけども、そのこともお示しをされておられますが、この中で、これはまだまだそういう具体的な時代でございまして、一般論としての話でございましたけども、合併を推進すべきであるという意見が、岸和田から岬まででは全体で26.1%、そのうち高かったのは貝塚市の34%、そして泉南市の35.5%、岬町の34.5%でございます。これは私は非常に高い数字だというふうに思います。

逆に、議員言われるように低いじゃないかというのであれば、例えば今の市町村のままでいいというのがアンケートの中にもあると思います。これは泉南地域全体で6%でございます。泉南市は4.8%でございますから、少なくとも今の形でいいというお考えの方は非常に少ないということでございます。ですから、そういう意味からも、これからそういう市町村合併ということもひとつ議論すべきであるというふうに思います。

市町村合併の意義については、従前から申し上げておりますように、1つはやはり一定の枠組み

の中で広域的な行政を推進するという意味での行財政のスケールメリットでございます。これは先般開かれましたりんくうサロンという臨空都市研究会で、この場合は熊取も入った3市3町の概略のケーススタディが出されておるわけですが、そのときの年間の効果額、節減額というのは百数十億円になるというふうに言われております。年間ですからこれは大変な数字でございます。

ですから、今行財政の非常に厳しい中で、広域で1つのまちをすることによって、そういうスケールメリットを生かした財政効果というのは非常に大きい。それによって新たな施策なり新たな事業が展開できると。このまま単独でいきますと、それぞれの市町は財政が非常に厳しい中ですから、極めて限定された事業にならざるを得ないということがございます。

そういうメリットが1つあるということと、やはりこれからは地方分権の時代でございますから、地方分権を推進していくためには、一定の規模、それから基盤が必要だということでございますから、これについては特に権限移譲を受けられる範囲というのも、市のいろんなランクによって変わってくるわけでございますので、当面20万ぐらいの特例市を目指す。もう少し大きい枠組みになれば30万人ぐらいの中核市を目指せるということで、それによってかなりいろんな行政の移譲ができるということでございますから、そういう地方分権をこれから本当の意味で推進していくためには、やはりもう少し大きな枠組みというのが必要ではないかというふうに考えております。

それと、今回泉佐野、田尻が入っていただいたことによりまして、関西国際空港が3つのまちに分かれてるというようなことについては解消できる。そして関西国際空港の対岸周辺都市臨空都市圏として一体的にまちづくりが行えるというメリットもございます。こういうことも踏まえて、3市2町で今後検討をしていきたいと思います。ということになったわけでございます。

それと、赤字の非常に大きい泉佐野市、あるいは厳しい阪南市、泉南市も厳しゅうございますけれども、そういう非常に厳しいところと一緒に果たしてどうなのかということでございますけ

れども、これについては先ほど来申し上げておりますように、非常に大きなスケールメリットが得られるわけですから、それと今回の合併特例法による国の支援、あるいは都道府県の支援、こういうものを受けるとということによって非常に大きな効果が発揮できるということと、今回政府で80項目の追加支援が出されましたけども、その中で行財政の格差が非常に大きいところの平準化についての1つの支援策も組み込まれております。

ですから、これによって入り口論で財政力の非常に悪いところとなぜ一緒にならなければいけないかというような、そういうもんについてはかなり平準化、解消できるのではないかというふうに考えております。(成田政彦君「そんな主観やないか」と呼ぶ)いや、これは国の支援策で出ております、80項目。(成田政彦君「10年後はどうなるんや」と呼ぶ)それは調べてください。議長(角谷英男君) お静かに願います。市長(向井通彦君) ですから、そういうことで非常に大きな効果が発揮できるということでございます。

それと、田尻町は本当に入るのかということでございますが、現実にこの研究会に入っているところであります。来年に一定の方向性を決断しなければいけないというのは、これは3市2町どこもあるわけですね。本市もあるわけです。本市も何も今の時点で法定合併協議会に進むとは言っておられないわけで、その一定の判断をするのが来年の春から夏にかけてということですから、当然泉佐野も田尻も阪南も岬もそういうことが必要になってまいります。

ですから、今田尻町さんの話が出ましたのであえて答えてるわけですが、田尻町もこの合併も視野に入れた広域行政の調査研究に加わっていただいて、その会則も了承をされたわけですから、一体的にこの3市2町がこれから取り組んでいくということでございます。

それと、将来のまちづくりについては、これは具体にはやはり法定合併協議会ができて、その中で市町村建設計画をつくっていくわけですから、それぞれの総合計画は皆さんお持ちだと

いうふうに思いますから、それをどのように生かしていくかということになっていくわけですから、この部分はまだ先の話だということでございます。

ただ、非常に大きな優遇措置あるいはスケールメリットが得られるわけですから、今までなかなか単独でできなかったものが可能になっていくということがあるというふうに思いますので、それは新しい市町村合併に向けた市町村建設計画の中でお互いに協議をしていくというものでございます。

それと、住民サービスということでございますけども、これも今それぞれのまちでやっておりますが、これは多少ばらつきはございます。これについては一定の猶予期間、税も含めてばらつきについては、将来は均一にするというのは当然でございますけども、一定期間についてはそれらについての猶予期間もあるということでございますから、その間に十分精査をしていく必要があるということと、それから中心部と周辺部でかなりいろんな課題が残るという可能性もありますので、それはそれぞれ地域において、そういう地域の審議会なり振興を行っていくようなそういうシステムが取り入れられるということでございますから、全体的な地域バランスを含めて取り組んでいけるというふうに考えております。

まだまださまざまな課題があるのも事実でございますけども、それはこれから3市2町の枠組みで十分検討をしていき、また情報の提供もしていきたいと。その上で一定の私どもの判断もございまして、議会の判断もあると。当然、市民の御意見、御判断もあるかというふうに思いますので、その時点が来れば一定問いかけをしたいと、このように考えております。

議長(角谷英男君) 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(大田 宏君) 私の方から高齢者対策について御答弁申し上げます。

まず、1点目の老人医療改正に伴う市の対応についてでございます。

議員御指摘の委任払いの方式を考えられないかということでございますが、高額医療費相当分につきましては、1カ月にかかった総医療費から算定をいたしますので、例えば数カ所の医療機関に

かかった場合などは、委任払いの方法は現時点では困難ではないかというように考えておるところでございます。

ただ、御指摘のような申請が困難な場合におきましても、いろいろなケースもございますし、また医療機関との調整等も必要となっておりまして、今後、そういった方法ができるのかどうか検討させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、高額医療費相当分の該当者への通知の件でございますが、今回の法改正に伴い、新しい医療証を発行いたしますが、それに合わせ改正内容等を同封いたしており、その中で償還分が生じる方については、手続をしていただければ銀行振込ができる旨も記載いたしております。

今後、高額医療の対象者全員に通知することを基本に、該当者数、また費用等を勘案した中で、通知について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

それから、介護保険の関係でございます。介護保険の保険料、利用料の軽減について御答弁申し上げます。

まず、介護保険料につきましては、本市におきましては、昨年10月からの保険料満額徴収に合わせて、低所得者の負担軽減を図るべく、対象者を第2段階まで拡大して独自減免措置を実施してきたところでございます。この間、平成14年3月末現在の減免認定者数12件、5月末時点で26件と、減免対象者の数が伸び悩んでいることから、来年4月をめどに収入その他の要件の見直しを行っていきたいと考えておるところでございます。

また、利用料につきましては、大阪府下で7市が利用料の独自減免を実施しております。現在、その詳細について調査いたしておるところでございます。

なお、第1期保険料の剰余金を利用料減免の財源として活用することについては、全国的に第2期保険料の大幅な上昇が見込まれる中、剰余金本来の目的が第2期以降の保険料の高騰を抑制する財源であることを御理解いただきたいと思います。

現在、第2期の介護給付費の見込みと、それに

伴う保険料算定の最終的な作業を行っているところでございますので、その結果を踏まえる必要がございますが、利用料の減免については、財源のことも含めまして、介護保険事業計画等推進委員会において検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から農業公園につきましてお答えいたします。

まず、情報公開、事業評価など住民合意と事業実施についてということでございますが、農業公園につきましては、御承知のとおり、平成6年度の事業着手から8年が経過しておりまして、平成14年度末の見込みで70%の進捗となり、用地の取得、造成など基盤的な整備はほぼ完了した状態でございます。また、16年度を完了として国庫補助事業の採択を受け、既に補助金の交付を受けております。

そのような現状において、厳しい財政状況の中、施設整備や管理・運営を検討するに当たりまして、市民の財産を有効に活用し、市民に還元していくことが強く求められているとの考えのもと、よりよい市民サービスを安定的に提供することが必要であり、その管理・運営について民間の能力を活用するべく、その導入手法について検討しております。

そのような中で、現在検討しておりますPFI手法の手続において、実施方針、PFI事業の評価・選定、民間事業者の募集、評価・選定において、その結果等を公表することとなっており、事業評価がなされるとともに、事業の透明性が確保されるものと考えております。

また、今後の検討の中で、必要に応じ市民参加による管理・運営検討手法も検討しながら、事業の進捗を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、PFI事業の適用についてでございますが、現在民間事業者の自由度を高めることにより、事業参画に対する興味を高め、もって本市にとってよりよい提案を引き出すことを目的として、自由度を高めた事業条件案をもとに、再度



民間事業者の意向ヒアリングを行い、意見集約を行っております。

現在の提示条件としましては、市としての負担額を現在の計画における整備計画及び管理運営経費を上限とし、施設等の利用者から徴収する料金及び公共サービスの対価として公共から支払われる料金でPFI事業の事業費を賄っていくジョイントベンチャー型を想定しております。

現在の進捗は、民間事業者において、幾らか興味を持っていても、具体的な事業イメージ構築まで進んでおられない状態であり、事業条件に対する意見の集約がおくれておりますが、補助事業の年次事業計画との調整もあり、早急に意見の集約を行いたいと考えております。

本事業は現在事業実施中であり、しかも補助採択を受けている状態でのPFI導入ということであり、特定事業選定、事業者選定などのPFIスケジュールにも時間を要することから、補助事業とのスケジュール調整が必要となり、公設民営区域と民間事業者によるPFI事業区域を明確にするなど、現計画の見直しも必要となってくると考えております。また、民営化においても、公益性が十分保てるよう、公募時や評価基準等において十分考慮していきたいと考えております。

そうした中で、PFI法の適用メリットを整理し、民営化としてどうすればよいのかなど、財政面も含め市民にとってよりよい施設となるよう、市内部並びに大阪府も交え柔軟に検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 油谷市民生活環境部長。  
市民生活環境部長（油谷宗春君） 浄化槽の維持管理の御質問にお答えを申し上げます。

浄化槽を設置されますと、浄化槽法の規定に従いまして管理をしていただくこととなります。管理の内容は、保守点検を行うこと、また清掃すること、法定検査を受けることとなっております。保守点検業務は浄化槽の管理士等、法に定めた資格所有者がその業務を行い、また清掃は一般廃棄物の収集運搬の許可業者が、また法定検査は定められた検査機関が行うこととなりますが、浄化槽の設置者がそれぞれの業者との間で契約を締結し、

実施しているところでございます。

市といたしましては、設置者に対しまして今後とも情報提供を行うとともに、浄化槽の管理業者あるいは清掃業者に対して管理、指導を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 市長ね、繰り返し答弁で大分閉口したんですが、私は市民の皆さんの声を反映して、本当に市民の皆さんによかったと言われるような合併になるのかどうかと、こういう点を重点に聞いたわけです。だから、例に出しました泉南市の第4次総合計画のこのときのこれに伴うアンケート、それから先ほど言いました行政圏計画、これをつくり上げるときの住民アンケートね。

まさに市長言われるように11年ですから、合併がそう日程に上ってこない。行政でもそういう段階ですから、ましてや市民には合併に関心ないと、こういう時期のアンケートです。余り合併そのものは問題にならずに、むしろ住民の皆さんが広域行政に何を願っているか、そういうアンケートだったというふうに思うんですよ。

その結果、例えば各市ごとに出てるんですが、泉南市の将来重点にしてほしい施策は何やと、こういうことで問われているわけですが、53.0%、高齢者等向けの医療福祉の街づくりをしてほしいと。あと、45.2%が居住環境が整った住宅の整備と、こういうことなんですね。これと同じようなことが第4次総合計画でも出ているわけです。こういう住民の意思が果たして合併によって保障されるのかどうか、今のままではだめなのか、こういうことを私は聞いたわけですね。

本当に市民の声の反映、どんな街づくりを進めていくのか。それから、本当に地方分権だということに言われるけれども、税源移譲がない中で果たして主体性を発揮できるのかどうか。この合併問題しかり、国からの押しつけではないかと。本当に国からの押しつけ等ははねのけて、市の主体性を生かした合併ができるのか。そして、政策的な課題は果たしてどうなのか。具体的な例まで挙げて、私はこれがどうなるんですか、保障される

んですかと。

これは本当に高齢者の期待するような街づくりや、あるいは子供たちが本当に今築30年以上たつという老朽校舎の中で学んでいる。8年間、あなたがずっと放置されてきた。これからも押しつけられた大阪府の財政計画では、18年まで日程に上っていない、こういうことで本当に合併によってこういう住民の切実な願い、街づくりに対する声は生かされるのか、こういうことを聞いているわけですね。お答えになってないんですよ。本当に困ったもんだというふうに思います。

それから、体力の問題を非常に強調されました。市長ね、冒頭申し上げましたけれど、泉南市は今地方債が233億円ですよ。そして、1人当たり直せば35万3,000円、こういうことになるんですね。それで、泉佐野市は総額で774億円で1人当たり79万8,000円、泉南市の2.26倍。こういう市町村が合併しますと、スケールメリット、スケールメリットということでえらい横文字使うて言われました。本当に体力が増強されるのかどうか。確かに、ずうたいは大きくなりますよね。

ところが、この地方債の現在高、佐野の分がガバッと入ってきますから総額で1,350億円の地方債になるんです、合わせますとね。1人当たり直しますと56万3,000円。泉南市は今35万3,000円ですよ。20万以上高くなるんですよ、借金が、1人当たりの。わかりやすいように1人当たりで言いましたけれどね。

これでどうやって ずうたいは大きくなるけれど、本当に瞬発力とか体力はこれで強くなるのかどうか、お聞きしたいですね。やっぱり今佐野が28億になんなんとする赤字で、これは赤字ですよ、借金じゃなくて赤字です。それがために大変な財政再建計画をやらざるを得ない。泉南市もイコール。それよりもさらに泉南市にとっては悪くなるんですよ。

もっと市民サービスが切り下げられるんじゃないか、そういう保障の方が強くなる。私は懸念抱きますね。当然のことじゃないですか。だから、私はそうならないがために、市民の切実な願いはどうなるんですかということ冒頭に聞いたん

です。お答えになってない。

それで、私我先取りばかりするというふうに市長はいつも批判されますけれど、これはもう今わかってることですよ。これだけの借金を抱えることになりますよ、全体で借金膨れ上がりますよ、今よりも厳しくなりますよということは、これは調査せずとも今持っておられる資料ではっきりしてるんです。

これも既に一定広域行政を想定した、あるいはこれから10年を縛る第4次総合計画、街づくりを想定したアンケートですよ。これを反映させるんかどうか。当然反映させられますよね、市民のための街づくりやるんやから、そのための合併なんやから。お答えいただきたい。これは先取りでも何でもなし。当然、今答弁できる問題ですよ。どうですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 具体的内容については、法定合併協議会を設置後、市町村建設計画をつくっていくということになってるわけですね。それは当たり前のことなんです。それで、そこへいくのには、それぞれ各市町が総合計画というのを持っております。本市もこの前第4次でやりましたけどね。それをみんな組み込んで1つの市町村建設計画というのをつくるということですね。

それと、今当面泉南市の課題としてある特に言われましたような事業、例えば教育施設、あるいは住宅の問題ですね。これは当然その中でやっていくということにしていけないといけないうから、それを当然組み込んでいかなければなりません。したがって、それをやるためには当然財源が必要になってくるわけですからね。

今、おっしゃったように確かに3市2町それぞれ財政のばらつきがございまして、起債残高から見ますと泉佐野市が一番大きく、その後泉南市と、こういうことになるわけでございしますが、しかしながら一方では財政力指数からいいますと、田尻の1.6、あるいは泉佐野の1を超えてるという財政の非常に強いまちになっていくわけですね、泉南市は0.82ぐらいですから。そういうことは今非常に大変ですけども、それを乗り越えれば非常に強いまちになっていくというふうに私どもは

考えております。

そこで、今おっしゃったように、非常に格差のある財政のバランスをどう解消していくのかというのはやっぱり入り口論にあるわけですね。それが合併の議論が進まない1つの全国的な要素になっておりますから、それは今回総務省の方からそれも新しい80項目の広げられた中に、その辺の格差の是正といいますか、そういうことが組み込まれたわけなんですね。ですから、それによって今のこの格差についての一定の配慮がなされていくということになりましたから、その点については今回の追加支援策というのは非常に評価すべきであるというふうに考えております。

それと、これから当然合併するにしろしないにしろ、市民の皆さん、議会の皆さんに当然情報提供し、お話をし、御理解をいただいた上で、どちらを向くのかということを判断いただかなければいけないというふうに思っております。

その中で、やはりじゃ今のままいった場合、単独でいった場合に、田尻は別にしまして、泉佐野市にしても、あと泉南、阪南、岬にしても非常に行財政が厳しいわけでごさいます、単独でいった場合に果たしてどの程度のことのできるのかということを検証しますと、非常に厳しい状態にあると。

しかし、一緒になった場合、先ほど申し上げましたように、毎年スケールメリットとして100億円を超えるという財政の節減ができるということでごさいますから、これは毎年でごさいますから、非常に大きな数字になるということでごさいますから、それらをうまく活用しながら、新しい事業、または合併特例債を活用しているんな懸案の事項、あるいは記念事業と銘打ったプロジェクトが可能になってくるということでごさいますから、その辺を明確にした上で判断をいただくようにしないといけないというふうに考えております。

ですから、私どもは今その新しい3市2町という枠組みのスタートを切ったわけでごさいますから、その調査研究を来年の春までにやるということでごさいます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今、言われました春にはもう1つの市としての意思決定をして、早ければ6月には合併に進むための協議をするための協議会を議会の承認を得てつくり上げていくと、こういうことで、結局2月までの間に、そのために合併協定項目の協議の調整原案をお互いに持ち寄って合意形成を図る。それで3月には大体合併すればこうなるんですよということで決定するわけでしょう。市としての段階で意思決定やるわけでしょう。ここへ何を持ち込むんですかということ私は先ほどから聞いてるんですよ。

住民の意思をそのためにどうやって酌み上げていくんですかということ聞いてるんですね。それに対してはなかなかお答えないし、何か先ほど老朽校舎のあれはもう8年も延ばしてるからこれからやっていきますと、こういうふうに言われてる。18年まではだめですね、計画の中に入っていないから。

それじゃ、大体1校当たり10億ぐらい要る大変な老朽校舎の問題、これを本当に持ち込んでいける意思があるのか、持ち込んででも財源保障がなければこれはうまくいきませんね。80項目の中にこれは入ってるんですか。合併に伴って、例えば1日目に話が出ましたあの桜ヶ丘、あの地域であれば、あの辺でひとつ泉南市の児童・生徒も受け入れてもらうようにもう少し大きくする、こういうやつは認められますよ。

既設の老朽校舎、これはいけるんですか、そういう保障ありますか。片山総務大臣がまだこういう方向でいきたいということ言うだけですよ。行政でまだ具体化もされてない、裏づけもとられてない、ましてや財源の保障なんていうのはここから先も出てない。そういう話はそれこそ先の話ですよ。こんなとこに答弁で持ち出すべき問題じゃないと。

それよりももっと地に足ついた、今泉南市民が何を望んでいるのか、街づくりに何を望んでるのか、その望んでいることが合併によって満たされていくのかどうか、こういうことが今一番大事なんでしょうか。

全国町村会の市町村合併のあり方に関する意見書、これは片山総務大臣の方に、それから総理の

方にも出ておりますが、何のための合併なのか、合併してどのような地方自治体をつくるのか、住民生活はどうなるのか、現在のまちが本当に合併によって活性化できるのかどうかと、こういうことについての保障が、財源問題でも合併特例債の問題でも具体的な支援策の中でもなかなか見えてこない。こういうことをもっと合併を促進するという立場であればはっきりさしてほしい、これが町村会に皆さんが集まったとこの合意文書なんですよね。

市長、そういう点でどうなんでしょうか。この点については再度御答弁を求めたいと思います。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、議員言われたのはかなり各論の部分が入ってるわけですね。ですから、今我々やりますのは、その市町村建設計画というのは各論でございますけれども、それは法定合併協議会ができた後で協議会全体で協議をしていくものでございます。それまでは合併すればどうなるのかというメリット、デメリットを検証するというものでございます。

ですから、当然全体的な枠組みの中での財政的な状況がどうなるのか、あるいは今言いましたような将来のまちづくりの方向として目指すべき方向とか、目指すべきまちづくりのあり方、こういうものをまず前段で我々がつくった研究会で整理をするものでございます。

それによって一定の方向性を定められたならば、今後は法定協議会の中で具体的にどういうまちづくりを進めるのか、あるいはどういう事業をやっていくのかということをそれぞれ持ち寄って、議論をして最終的に取りまとめるというのがその手順、手順でございます。ですから、私はあなたは進んでいるというのは、そこまで入ってるんじゃないですかということを言ってるわけでございます。

ですから、今はそういう各論まで入りませんけれども、しかし当然それぞれのまちが抱えてる課題というのはあるわけですが、本市だけではなくてですね。ですから、それは当然その実現のために、この合併が大きな影響力になるということは当然考えられるわけでございますから、その辺の主張というのは当然やっていくべきだというふう

に思っております。

それと、支援策でございますけれども、これは国が合併支援プランというものをつくっておりますが、それが従来五十数項目であったものが80項目に上げられたと。その中にさっき私が言いましたような財政の格差の解消といいますか、レベルを合わせるための一定の支援策というものが盛り込まれているということでございまして、何も仮定の話を言ってるわけでございまして、よく見ていただきたいというふうに思っております。

それと、町村会の話が出ました。市長会と町村会というのはまた別でございまして、町村会というのは非常に小さなまちでございますから、まさに合併の本当に矢面に立っているという実情がございまして、一方で交付税の優遇措置というのが町村にはあるわけですから、それをなくしていかうということですから、非常に生死にかかわる話だというふうに思います。

我々は都市型合併でございます。都市型合併は、私はこの前のシンポジウムでも主張したんですけれども、一定のやっぱり理念、考え方が必要だというふうに申し上げております。それは何かということは、合併をすることによってただ規模が大きくなるだけではなくて、例えば特例市を目指します、あるいは中核市を目指します、なりますことによって多くの分権を受けられるまちにします、こういうような理念。

それと、もう1つは、沖合に関西国際空港がございまして、これが3つのまちに分かれているということじゃなくて1つのまちにし、またその対岸としてその周辺都市、いわゆる臨空都市圏としての一体的なまちづくりができるという、この2つがやっぱり大きな基本的なこの周辺での理念、考え方だということを申し上げております。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 余り聞いてないことに

私はまだ行政が実務的に処理しようとしてもいない、当然財源の裏づけもない、地方財政計画で裏づけもない、そういうふうな支援策を、絵にかいたもちを何ぼ示されてもそれはだめですよ。確かに載ってる。そやけど、財源の裏づけができて初めてそれができるわけで、老朽校舎や保育所

の老朽化、それらに対応するような財源が果たしてとれるのかどうか。市独自ではとれないですよ。合併しても財源出てこないですよ、借金がふえるだけなんやから。

そういうことで、そしてもっと言えば、いや、首振りをはるからもっと言うならば、ずうたいが大きくなれば交付税は減らされますよ。そして、従前なれば合併した、大きなずうたいに見合う私2市1町のときに出しましたよね、約30億違うんですよ、30億。これは空港からの税収が入ってきて24億しか交付税がない、そういうときでも30億違うんですよ。守口市と、一番人口のよく似た市との例を出して、それだけの差があるんですよと言うたんです。24万5,000になるわけですから、交付税はもっと減りますよ。

そして、合併によって、合併に伴う大きな事業をどんどんやるわけですから、この借金の返済が14年後には膨大なものになる。財政パンクする。こういうことで合併をやめた鳥取の方の市もあるわけですから。（発言する者あり）そういうことで、この借金をあえて泉南市が1人当たりの借金がふえるような合併については考える必要があると。論議は後でやれ、論議は。横から言わんと。

そういうことで、どこから見てもこれは問題があるなと。問題がないんと言うんやったら、もうちょっとメリットを具体的に、それこそ各論で、地に足がついた具体的なメリットを出してください。私は具体的なデメリットを数字を挙げて、あなたのように抽象的なことではなくて、住民のこういうアンケートの答えに基づきながら話をしていくわけですから、その辺ははっきりしてほしいなというふうに思います。

あと、時間がなくなりましたので、大田さんね、先ほど委任払いの事務ができないのは、一口に言ったら実務が複雑になると。お年寄りですからいろいろあちこちの医療機関にお通いになる、そういうことで複雑になるということと言われました。

ところが、書類回ってきてませんか、厚生労働省の方から。12日までに限度額を超えた患者については、市町村に対して償還される金額を世帯ごとに合算して伝えるシステムを準備中だと。実際、お金の支払いについては10月の末になって

から、10月から始まりますけれど、積算がされるのは11月の初めぐらいですよ。その段階までにはそういう世帯ごとに合算して、これだけ超えてますよという通知を各家庭に送るように市町村に伝達をいたしますと、そういうシステムを今つくってます、こういうことなんですよ。こういうものが出てくれば、委任払いはたやすいんじゃないですか。どうですか。そこがネックなんでしょう。

議長（角谷英男君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 委任払いの件ですが、高額療養費の限度額を超えた分、高額療養費という部分に入った場合、これにつきましても、各医療機関に複数にかかっておりましても、それはまとめて私どもの方にわかるようなシステムができるということでございますので、償還払いは手続きさせていただければそういう形で漏れのないようにはできるということでございますが、委任払いということになりますと、各医療機関ごとにある人がかかったということになりますので、それについてはなかなか難しいということでございますが、我々もただ難しいと言うだけでなくして、そういう方法もできないかということを検討していくということでございますので、その辺で御理解願いたいと、このように考えます。

議長（角谷英男君） 和気君。

19番（和気 豊君） 具体的に低所得者の場合8,000円、それから一般の場合は1万2,000円、それが限度額として何ぼ頭出てるかと、ということがはっきりするわけですから、医療機関の方におくれて2カ月後にはこれは払いますよということで、患者さんについては医療機関でその分だけを先に払うということで、あと超える分については市の方で責任持ちますよということで、これは実務的に2カ月後には処理できるというふうに思いますが、その辺はひとつ検討していただけるということですから、よろしく願いをしたい。

それから、農業公園の問題ですが、實際上いろいろ比較対照されますが、よそは十分に楽しく遊べ交流できるような広場が面積的にも保障されて

いる。例えば、11.7ヘクタールの緑化センター、それから引き合いに出されました精華町の京都フラワーセンター、あそこは9ヘクタール、こういふことで、うちの場合は3.4ヘクタールなんですよ。

それで、本当にこういう狭いところで6万8,000の年間人口を見込むということで、それもよその資料を引き合いに出して、うちの現実に合ったような、地域の問題なんかも含めて利用アセスをするという約束やったんですよ。これができてないのは一体どういうことかと。

本当にこれむだ遣いですよ。3.4ヘクタールしか有効利用面積がない。平米当たり7万9,412円、坪に直したら26万2,000円と。私らのちやちな家やったらもうほんまに居宅が建つぐらいのこれだけの投資をしているんですよ。そやのに有効面積はわずか3.4ヘクタールで、本当に皆さんに十分楽しんでいただけない、こういうものやと。そやのに運営費を5,000万も使う。

それで、その運営費の5,000万も企業がなかなかどっと押し寄せて来るような状況にない。

19の企業が第1回では来たらしいんやけれど、今はなかなかそれがどの業者を選定するかという、そういう話にもなってこないという今状況をお示しになりましたけども、まさにそういう事業なんです。民間業者がもうけも積算できないような、そういう事業なんです、これは。それに大変なむだ遣いしてる。今、弱者の皆さんに福祉や医療を削る、そういうことをするんであれば、こういうむだな事業をやめた方がいいんじゃないかと、こういうことを言ってるわけです。

議長（角谷英男君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時17分 再開

副議長（東 重弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 真砂 満君の質問を許可します。真砂君。

21番（真砂 満君） こんにちは。市民わの会の真砂 満でございます。くじ運がすぐれず今回

も最終日での質問になりました。既に通告いたしております質問内容も他の議員と重複していたりして、後から質問する者としては大変やりにくい部分もありますが、できる限り精いっぱいやっていただきたいと思います。

重複しないように質問をしたいと思いますが、事前通告をいたしております関係上、ダブる部分も多々あるかと思いますが、そのあたりにつきましてはひとつ御容赦のほどお願い申し上げます。昨日から風邪を引いておまして、いつも迫力がないんですが、いつも以上に迫力がないかというふうに思いますけれども、ひとつよろしく申し上げます。

今回は大綱3点について質問をさせていただきたいと思いますが、これほどまでに厳しい財政事情の中で、今泉南市としてやらなくてはならないことは何なのか、そのことを職員一人一人がどれだけ自分のものとしてとらえて日々の職務に返していくのかが求められています。まさに今、それぞれが真剣に行動を行わなければならないときが来ているというふうに思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

大綱第1点目は、住宅問題であります。氏の松、高岸、砂原のいわゆる所有権移転問題に係る市営3住宅について質問いたします。

家賃滞納に関し、3月議会に訴訟議案上程から今日までさまざまな動きがありました。正副議長が中心となり、議会が行政と住民が十分に対話し、解決の活路を見出すべきとの方針の中で話し合いの場を設定し、会議に正副議長が立ち会うという局面が設けられました。しかしながら、結果的には双方主張を相譲らず物別れに終わってしまいました。

こんな経過の中で9月議会を直前に控え、行政、住民ともに変化が生じ、滞納家賃の納入と訴訟議案の上程回避が代表者会議を通じ議会に示されたわけではありますが、さきに述べました経緯から申し上げて、余りにも唐突であり不可解であります。いま一度状況変化を御説明いただきたいと思います。

これは既に他の議員も質問をいたしておりますので、一定の答弁をいただいております。そうい

った意味では、違った観点から御答弁をいただけるのならありがたいというふうに思います。私自身、本住宅問題につきましては、問題発生当時からかわらせていただいております。一日も早い解決を望んでいる一人であります。そういった意味では、暫定家賃納入期間であるこの7カ月の間に、双方がどれだけ前向きに解決に向けた話し合いがなされるのが期待されるところであります。行政側の話し合いに臨む基本的なスタンス、解決に向けた決意をこの際お示し願いたいと思います。

次に、教育問題の4項目について質問いたします。

その1は、振興計画であります。

定例会開催の前日に開かれまして総務文教常任委員協議会の席上、教育委員会は振興計画案の白紙撤回を表明されました。住民説明会や委員会でのさまざまな議論の中で、白紙撤回の決断をしなければならぬほどまでに教育委員会が追い込まれた結果であろうと思います。私自身、経過も含め、今回の教育委員会のとった進め方であれば、将来を見据えたどんなすばらしい素案が出されたとしても同じ結果であったと思います。審議会に諮問し答申をいただき、具体を図る計画案がこのような形で姿をなくす結果について、教育委員会としてどのように感じ、責任をとられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、さきの議会で条例改正をした審議会委員の増員にかかわり、小学校区の見直しについても今回の白紙撤回が大きく影響してまいります。そのことについてはどのように考え、どうされるのか、お聞かせください。

私は、数年前に教育問題全般について審議会を設置して検討されてはと質問した一人ですが、幼稚園問題に限ったこと、論理矛盾を抱えたまま計画案を作成し提示したこと、教育委員会内部を中心に検討されて案を出されたこと、計画案提出の時期が時間的に見てかなり無理があったこと、情報開示が不十分であったこと、加えて教育委員会の焦り等々が今回の主たる反省点であろうと考えておりますが、白紙撤回をしたとはいえ、教育を取り巻くさまざまな問題は待つてはもらえません。教育委員会として次なる計画を再構築す

る基本的な考えをお示ししたいと思っております。

教育問題第2、職員モラルについてであります。

時間的な都合がございまして今回は掘り下げて議論できませんが、この間教育委員会所管職員の不祥事が相次いでいます。過日開催された幼稚園振興計画住民説明会会場では、職員が5カ月間無断欠勤していたことを指摘され、幹部職員がその事実を確認していないと答弁するなど、みずからの組織機能が破綻していることを暗に容認する結果を住民の前で露呈しました。

教育を取り巻くさまざまな問題が山積する中にあって、職員の資質とともに職員を管理する側の能力と資質まで問われかねません。内部処理された案件も含め、教育委員会としてこの間の問題事をどのように反省をし、どのように今後対応されていられるのか、責任ある答弁を求めておきたいと思っております。

第3点目は、性教育冊子の件であります。

中学生に性教育する冊子として「ラブ&ボディBOOK」が本中学校にも活用されておりましたが、記述内容が余りにも不適切だと批判の中で絶版されることになりました。私は、絶版される以前から教育委員会に対し、冊子に対する教育委員会の見解と取り扱いについて意見を申し上げてまいりましたが、泉南市教育委員会として本冊子の回収等の取り扱いはどのようにされたのか、お聞かせ願いたいと思っております。

あわせて、この種以外にもさまざまな冊子が府教委を通じて市教委におろされているわけですが、そのときに市教委としてどのような内部議論を行い、学校長を通じて生徒・児童に配付されているのか、御答弁いただきたいと思っております。

教育問題第4は、教職員の研修、とりわけ夏休み期間中の自宅研修についてであります。

学校完全週5日制が実施をされ、これまで土曜日に出勤していた分を処理するいわゆるまとめどり休暇がなくなりました。また、夏休み期間中の研修について文部科学省は、3月と7月、2回にわたり通達を出し、研修内容の把握、確認を徹底することなどを求め、教育公務員特例法第20条2項の拡大解釈にくぎを刺しています。

平たく言えば、これまでの自宅研修などの名の

もとでのずる休みに待ったをかけたものであります。泉南市教育委員会の対応はどのようにされているのか、お聞かせください。また、夏休み期間中の勤務時間帯についても明らかにし、現状についても御報告をいただきたいと思います。

加えて、5日制の導入を決めた臨時教育審議会の真意は、生涯学習社会への社会構造変化の中で、教育を学校の中だけに抱え込まず、家庭、地域、学校の三者連携を図っていくことにあったことからすると、夏休み期間中にこそ積極的に地域にかかわっていくべきだと考えますが、そのあたりについて特徴的な取り組み報告や教育委員会としての指導が行われたのか、お示しをいただきたいと思います。

最後に、財政健全化計画についてお尋ねをいたします。

財政健全化計画案は過日全員協議会に示され一定の説明がなされたところではありますが、近隣の泉佐野市や泉大津市と比較すると、1カ月半から約2カ月もおくれているの提示であります。おくれた理由が内部調整に時間がかかったとされていますが、既に議会にも示され実施されている行財政改革大綱や実施計画と本健全化計画案の整合はどのように図られたのか、お示しを願いたいと思います。

また、本計画案によりさらなる市民負担をお願いしなければならないわけですが、本計画案に対する説明並びに協力要請や、これまで行ってきた行財政改革の結果責任について、市民に対しどのような形で知らせるのか、お示しください。

昨日の一般質問で向井市長は、他市に先んじて行革に取り組み、今回は府の制度を活用するのだと声を大きくしておっしゃられておられましたが、市民への負担がなく、府からのペナルティーがないのならまだしも、多くの市民は市民ニーズに沿った税の使用を望まれていることだと思います。

そういった意味では、もっとみずから作成した改革大綱や実施計画を確実にやり切ることや、職員の危機意識の高揚が最も求められていると思いますが、そのあたりについてはどのように考えられておられるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

以上、大綱3点にわたり壇上から質問をさせていただきました。時間の許す限り自席で再質問をさせていただきたいと思いますので、御答弁ひとつよろしくお願い申し上げます。

副議長（東 重弘君） ただいまの真砂議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、住宅問題について、それから財政問題のうちのこれまでのやってきたことへの考え方について御答弁を申し上げます。

まず、住宅問題でございますけれども、この3月議会で家賃の支払いを求める訴訟の提起をさせていただいたわけでございますが、そのときに議会側の方からもう少し話し合っただろうかということの御提案がございまして、それを私どもも受けとめさせていただいて、そのときは時効までまだ少し時間があるということも踏まえまして、議案の取り下げをさせていただいたところでございます。

その後、正副議長さんのあっせんもありまして、5月31日に入居者の代表者の方々とお話し合いをさせていただきました。そのときに私は改めて家賃の支払いを求めたところでございますけれども、その時点では入居者の皆さんは、今現在行っております所有権移転請求事件の裁判を維持していくためにも、その家賃というのは命綱だというふうにおっしゃって、それを払うということについては、訴訟の維持そのものが危うくなるということでお支払いはできないと、すべて解決すれば払いますと、こういうスタンスでありまして、残念ながらそのときの話し合いは不調に終わったわけでございます。

その後、6月議会では審議未了、臨時議会での上程ということもありましたけれども、私どもは臨時議会での上程は見送りをさせていただきました。というのは、時効が11月の初めということでございましたんで、いずれにいたしましても、時効にかからないぎりぎりのところというのはこの9月議会でございますので、それに備えようというのがありまして、今議会に実は上程を予定いたしておったところでございます。

しかし、この間さまざまに入居者からの4条件



の回答を求める文書もいただきましたし、我々の方も一定回答させていただいたり、若干のやりとりがございました。そうこうしているうちに今議会の日程もほぼ固まってまいりまして、我々は上程を予定しているということでリストに上げさせていただいたところでございます。

その間におきましての状況というのは、私どもも十分把握はできておりませんが、9月の9日、議長さんの方に入居者の方々が行かれて、私に面会したいのでその辺のあっせんをしていただきたいという申し出がございました。それから以降のことについては、おおむね先般来から御答弁申し上げておりました。

ただ、私自身も思っておりましたけれども、入居者の皆さんも思っておられたのも実は一緒であったわけです。それは9月11日にお話し合いをさせていただいて、双方の認識というのはわかったわけでありまして、この機会というのが双方例えば話し合いによって解決するぎりぎりのラストチャンスといいますが、そういう時期だということでございます。

このまま私どもが家賃請求の議案を上げ、入居者の皆さんも家賃の支払いがないとなれば、当然一定の請求をした後に訴訟に移行するということになりまして、もうそこまでいってしまうと、お互いに最終の司法の判断まで途中で話し合う機会というのはなかなかないだろうというのは私自身も思っておりましたし、入居者代表の皆さんもそういう思いを持っておられたというのは、11日の話し合いでわかったわけですが、そういう観点から今回家賃の支払い - 一定期間7カ月ということでございますけれども、家賃の支払いに応じるというお話をいただいたところでございます。

これは、私ども命綱だとおっしゃっておられたことからしますと、大変な決断だというふうに私は高く評価をいたしております。したがって、私どももあえて今議会にその議案を上げなくても、その何カ月間に本題の部分についての話し合いが進展し、円満に解決できる方法があればそれに越したことはないわけですので、今回上程を見送りさせていただいたというところでござ

います。

それと、今後の話し合いのスタンスと決意ということでございますけれども、11日の話し合いのときに、本体の今後の話し合いについても若干、入り口論でございますが、話をさせていただきました。

その中で、従来からいろいろ長い経過がありますけれども、そこまでまたさかのぼりますとなかなか前へ進まない、言った、言わないというようなこともありますので、それはさて置いて、これから双方前を向いて円満解決に向けた話し合いをしていきたいと思います。それは従来のような、真砂議員は当初から傍聴されておられておわかりかというふうに思いますが、当時のああいう交渉型の話し合いではなくて、本当に胸襟を開いて解決するんだというお互いの認識のもとに知恵を出し合う、あるいはいろんな案も模索しながら試行錯誤も含めてやって、その中から結論を得ようということ、基本的にそういう方向でお互いにやりましょうということの確認ができた次第でございます。

私も市長に就任して以来、幾つかの負の遺産というものがあつたわけですが、済生会病院もそうございましたけれども、こういうものをやはり早期に解決したいという意思は常に持っておりましたので、このラストチャンスを生かして、7カ月の間に何とか双方円満に解決できる方法を見出していきたいというふうに思っております。

話し合いでございますのでこれからの進展にもよるわけですが、私も直接またお話し合いの中に入らさせていただいて、できるだけ早期に、しかも円満に解決できるウルトラC的なものがないのかどうか模索をしてみたいと、このように考えておりますので、十分その決意を持って話し合いに臨みたいと、こういうふうに考えております。

それと、行財政問題についてでございますけれども、泉南市におきましては、これまで関西国際空港の関連地域整備という1つのチャンスをとらまえて、都市計画道路や公共下水道、あるいは総合福祉センター、埋蔵文化財センター、サザンスタジアムなどの整備も行ってまいりまして、市

民の利便性の向上に大きな成果を上げてきたというふうに思っております。

しかしながら、バブル経済崩壊による不況がこんなに長期化するというのは、なかなかその当時としては見定めもできにくかったということもございますし、さらにりんくうタウンからの税収というものもカウントしておったわけでございますが、これも御承知のとおり非常に伸び悩む中、また平成9年度からの市税収入も105億円をピークに減少してきています。

さらには、今後地価の下落はまだ続いているという中での評価がえという問題もございまして、なかなか好転する可能性というのは極めて低いということが考えられます。したがって、人件費、公債費等の義務的経費が増大をしてくるまいりまして、財政の硬直化が進み、弾力性が失われてきている状況でございます。

このような中、本市におきましては、これまでも行財政改革大綱等に基づきまして、財政の効率的な運営に努めてまいりましたが、結果として現在のような厳しい財政状況に至ったことは、深く認識をいたしております。

ただ、市民の利便性に供するいろんな施設、何もしないでこういうふうに変化したということではございませんで、本市の場合はそういう集中投資の時期が非常に短期間に集中したということもあって、起債が大幅に膨れ上がったということも大きな原因でございます。そのための人員確保による人件費の増大とか、そういう特殊事情もあったということは御理解いただきたいというふうに思いますが、いずれにいたしましても、この厳しい状況がまだまだ続くという見通しの中で、今回健全化計画の策定をいたした次第でございます。

したがって、今回職員の方々にも新たな痛みを求めますとともに、市民の皆様にもある一定の御負担も含めて痛みを分かち合っていただく場面が出てくるというふうに思いますけれども、市財政の現況を十分御説明し、また今後の財政構造の抜本的な改革を図る、そして多様化する行政需要に的確に対応するために、ぜひとも必要な財政健全化計画であるということを御説明しながら、理解を求めていくようにいたしたいと、そのことが

私どもに課せられた責任であると、このように考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 真砂議員御質問の2点につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、職員モラルに関する件でございますが、幼稚園教育の検討委員会の案の説明をさせていただいてる席上で御質問がありまして、いわゆる無断欠勤を5カ月というふうにお聞きしましたが、そのときに私の方は先生というんですか、教員でというふうにお聞きしておりました。教員で5カ月の無断欠勤というのは認識いたしておりませんでして、そのことについてそういうことはございませぬというふうにお答えをいたしました。

ただ、教育委員会の事務局の職員といたしまして、今般そういう無断欠勤というような事例があったということ、このことではないというふうにもそのときは判断いたしておったわけですが、まことにおわびを申し上げたいなと、このように思っております。

先般の所管の委員会でも御報告申し上げましたように、本教育委員会の事務局の事務職員が無断欠勤ということで長期にわたる間繰り返すということ、そういう意味から業務遂行に大きな支障を来したことによりまして、全体の奉仕者たる公務員として許されないとしての処分の発令をしたところでございます。懲戒処分として免職という形で御報告をさせていただきました。

あわせて、当該職員の管理・監督上の責任から、教育長については私ですが、私には文書による厳重注意、上司である部長、次長、課長の管理職については口頭訓告ということで実施をいたしたところでございます。

なお、今後は職員の服務規律についても厳正に対処してまいりたいと、このように思っております。

次に、2点目で、昨日来御質問も出ております幼稚園教育の問題についての教育振興計画案でございますけれども、この件につきまして昨日の質問でもお答え申し上げましたが、計画案そのもの自体を白紙に戻させていただきました。これは平

成12年11月、教育委員会の方で幼稚園教育の今後のあり方はどうあるべきかということでの泉南市の教育問題審議会に諮問を行った上、答申をいただいて、その具体化を図るために今度は検討委員会を設置いたしまして計画案としてまとめていただいたもの、この計画案をもちまして地元の各9園区においての説明会をさせていただいたり、あるいは議会で御審議をいただくということで進めてまいりました。

ただ、先ほど真砂議員が御指摘いただいたように、それまでの手順あるいは策定の中身、こういったところにいろいろ問題があったというふうにならんと考えてございます。

確かに、検討委員会としては英知を絞っていただいているんな議論を進めていただきながら、検討委員会の案ということ策定していただいたわけですが、そのことの中身を地元の皆様方に理解をしていただくということも難しかったということ、あるいは議員の皆様方にも御審議をいただいたわけですが、適正規模、適正配置についての問題が集中しておったように思います。

これは教育委員会としてのやはり不手際というものは、大変大きなものがあるというふうな考えてございます。一応この振興計画案については白紙に戻させていただくということではございますが、さきにいただいておりますいわゆる泉南市教育問題審議会での答申におきます3項目については大事にさせていただきます、このことをベースに今後再構築と申しますが、そういったことも教育委員会として考えてまいりたいと、このように考えてございます。

その折には、今回のことを十分に踏まえまして、検討委員会という形になるかどうか分かりませんが、その辺のメンバー構成、あるいは情報公開、こういった面にも十分配慮した上で、慎重に進めていくということをやってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、あわせて樽井小学校校区の校区見直しということで、条例の改正という形でも御審議をいただいたところでございます。この分についても今後立ち上げに当たりましては、十分整理を

いたした上で立ち上げをしてまいりたいと思えます。この件につきましても、園区の見直しという問題でいろいろ御指摘、御意見もいただいておりますので、このことを十分に受けとめまして、今後校区の見直しをするときにも十分考慮をして立ち上げをやってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 真砂議員御質問の教職員の夏季研修に関して、まず御答弁申し上げます。

御指摘のとおり学校完全5日制の実施に伴い、いわゆる夏季休業中の指定休暇 まとめどりが廃止されております。本市におきましても、文部科学省から各都道府県教育委員会に通知された、3月4日付、学校完全5日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取り扱いについて、及び府教委からの指導に基づき、泉南市立小・中学校長に対し、7月3日付で教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修について通知を出しております。

その通知内容でございますが、第1点に、承認条件として、授業に支障のない限りとは、校務運営において支障がないと判断する場合であること。2点目に承認内容として、法に沿ったものであり、職務を遂行する上で必要かつ相当と認められる研修とする。また、この場合の研修というのは、個人で行う自主研修を初めとし、自主的な研究会が実施する研修であって、教員にとって必要な研修の機会が得られると客観的に判断できる場合であること。3点目に承認手続として、教員は研修計画、研修承認願を事前に所属長に提出して承認を受けるものとする。また、研修終了後は、研修報告欄に簡潔に研修内容を具体的に記入し、速やかに所属長に提出することとなっております。

以上、本年度から教育公務員特例法第20条第2項の規定に基づく研修についての取り扱いでございます。

次に、夏季休業中における教職員の服務実態について御答弁申し上げます。

各小・中学校の教員の出勤日数と出張日数の合計、つまり勤務した平均日数は13年度実績で1

1.21、14年度実績で15.21となっており、ほぼ4日ふえております。学校別に見ますと、一番少ない学校で11.4日、多い学校で20.0日あります。

一方、承認研修の日数ですが、13年度は7.8日、14年度は6.21と約1.6日減っております。学校別に見ますと、一番少ない学校で0.5日、多い学校で10.5日あります。全体的に見て、勤務した日数がふえ、承認研修の日数がわずかでございますが、減少をいたしております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 中野教育指導部参与。

教育指導部参与兼指導課長（中野辰弘君） 議員御質問の性教育冊子について御答弁申し上げます。

本冊子は、財団法人母子衛生研究会が産婦人科医等の専門家、中学校の養護教諭や精神科医等のアドバイスにより作成した性教育のための冊子であります。本冊子作成の背景としましては、近年の10歳代の性行動の一般化とか、その結果としての性感染症の広がりや望まない妊娠の増加という状況に対しまして、性についての知識や望まない妊娠を避けるための具体的な避妊方法を教えるという意図で作成された性教育のための冊子でございます。

この冊子の配布対象ですけれども、義務教育最終学年の中学校3年生であり、平成13年度にも1度配布しています。本年度で2回目の配布となります。昨年度の配布の際には、各学校の性教育の内容に応じて是非を検討し使用するよう、さらには配布する場合には十分な指導をするようにと学校長に依頼して配布しました。

その結果ですけれども、性教育の取り組みの進んでいる中学校1校でこの冊子を使って指導を行いました。本年度の現場における取り扱いも同様となっております。

しかし、本年5月29日の国会で本冊子について議論になり、遠山文部科学大臣は中学生には不適切との見解を示した、避妊法の選択のための基本的な説明がされていない、ピルのメリットしか書かれていない、という報道となって紹介されました。

本市におきましては、この時点では既に配布し

1中学校で使用した後という状況でした。使用していない学校につきましては回収という措置をとるとともに、使用した学校に関しましては、先ほどの御指摘にありましたピルのデメリットとか避妊法について記述された説明文を配布し、この点について再度指導を実施するように実施校の校長に依頼しました。

教育委員会としまして、今回の件に関しましては、情報の収集が十分でなかったこと、それからそのために教育委員会としてのその後の対応がかなりおくれてしまったと、この点について反省しています。今後に生かしていきたいと、そんなふうに考えていますので、よろしく願い申し上げます。

さらに、府教委等の冊子をどのようにして現場におろしているのかと、そういう御質問に対してお答え申し上げます。

通常、冊子は必ず課長級を通ります。課長の段階でそのまま発見するんか、それとも部長に相談するんかと、課長の段階で判断します。最終的には教育長の決裁をとって現場に配布すると、そういう形態をとっております。どうしても配布の際にはこれだけは留意しておきたいと、そういうことがある場合は、直接学校長の方にこういう点気をつけてほしいと、そういう形で話さしてもらってます。そこまで必要でない場合は、かがみ文をそのままつけて配布すると、そういう対応をさしてもらってます。

今回の件に関しましては、一番の問題は、やはり情報収集が十分でなかったこと、それから府教委等からその後の情報が入らなかったというんですか、そういう点に最大の問題があったんじゃないかと、そんなふうに思ってますので、その点今後十分気をつけたいと、そんなふうに思ってます。

以上です。

議長（角谷英男君） 飯田学務課長。

教育指導部学務課長（飯田 実君） 教員の夏休み中の取り組みについて幾つか御紹介いたします。

教育委員会としまして、夏季休業中は日ごろ指導が入りにくい生徒や不登校の生徒への絶好の関係づくりの期間であると考えられており、各学校で取り組むよう指導しております。ある中学校では

この夏休み期間中、全員で全家庭を家庭訪問する計画を立て実行しております。また、常日ごろ学習がなかなか入りにくい子供等を中心としまして、学級でクラス・デイキャンプというような銘を打ちまして、そういったキャンプ活動も行っております。

また、ある中学校では、生徒、教員、保護者ともにPTA学年行事という名を打ちまして、例えばバーベキューパーティー等を行ったり、また南中ソーランの練習ですね、保護者、生徒、教員ともに行っております。また、ある中学校では、クラスキャンプ、またクラブキャンプというような名を打ちまして、すべての学級ではないんですが、また一部保護者と一緒にそういったキャンプ活動を行っております。

また、不登校の生徒への家庭訪問ということを中心に置きまして、スクールサポーターとともに家庭訪問を行っている学校等がございます。このように、夏休み中、生徒との関係づくりに力点が置かれた取り組みが一定進んでいるというふうに認識しております。

特にまた、小学校におきましては、全校登校日等はもちろんそうなんですが、水泳指導や、それからその学年、学校統一ではないんですが、教員が学習等のおくれている子供に対しまして補習というんですか、そういった授業を精力的に行っているということ把握しております。

以上でございます。

議長（角谷英男君） 大前財務部参与。

財務部参与兼行財政改革推進室長（大前輝俊君）

私の方から、財政問題に関しまして行革大綱及び実施計画と健全化計画の整合性についてまず御答弁させていただきます。

先般お示しいたしました財政健全化計画と行財政改革大綱及び行財政改革実施計画との整合性でございますが、行財政改革大綱等には財政の健全化の取り組みとしまして、市税の徴収強化や使用料、手数料の見直し、あるいは補助金等の整理・合理化などの項目も掲げられております。

一方、財政健全化計画には、退職者の原則不補充によります職員数の削減や市税前納報奨金の廃止、あるいは府貸付金の繰上償還などの項目を追

加し、行財政改革大綱の延長線上に位置づけますことで、それをさらに一歩進めた形で、計画期間を平成14年度から平成18年度までの5カ年として、平成18年度までの収支見通しを立てた中で、平成16年度に実質収支の黒字化、平成18年度で経常収支比率を5ポイント改善することで、赤字体質からの脱却と財政構造の健全化を目標といたしております。

今回、大阪府の財政支援も活用しながら、さらなる健全化に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

引き続きまして、本計画によります市民負担に対します周知方法等でございますが、今回お示しいたしました財政健全化計画には、その中で市民の皆さんに御負担をいただくものとして、使用料、手数料の見直しについての項目が掲げられておりますが、これは昨年策定いたしました行財政改革大綱及び同実施計画の中にも改革項目として取り組むこととなっております、もちろん議会の議決をいただく必要がございますが、平成15年度からの実施を検討いたしております。

使用料、手数料につきましては、長年据え置かれてきたものが多く、行政財産や公の施設の使用の対価として、また特定の方に対する事務等に要する費用に充てる経費として、利用する方と利用しない方との立場を考慮した中で、適正な受益者負担をお願いしていくものでございます。

なお、市民の皆さんへの周知についてでございますが、行革実施計画も含め、計画全般につきましては本計画を御承認いただいた段階で、広報誌や市のホームページに掲載を予定いたしております。あわせて、その中で使用料、手数料の見直しにつきましても御説明を行いたいと考えております。

よろしくお願いたします。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） まず、最初に住宅の問題から。私ももともと当初からかわらしていただいた経過から話ささせていただきますと、やはり解決というのは双方が話し合いで解決する、訴訟とかそういうことを避けてというのが基本的な考え方でございましたので、今回せっぱ詰まらんと

人間なかなか腹固まらへんのやなということかもわかりませんが、気持ちとしましては、3月の段階でもっとそれぞれが、行政は行政、市民は市民で今のような気持ちになっていただければ、ひょっとしたら今の段階で解決できてたのではないのかなというような気がいたします。しかし、後ろを振り返っても仕方ございませんので、要は向こう7カ月の間にまた時効が到来しますので、その7カ月の間に本当に何をするのかということでございます。

向井市長が、かなり過去のいろんな思いもあったというふうに思いますけれども、そのことを乗り越えて今のお言葉があるわけですから、ひとつ向井市長としても一定腹をくくっていただけるものは腹をくくっていただいて、決断をしていただきたいなというふうに思います。

向井市長の決意はそれでよくわかったんですが、実際に実務をしていくとするならば、当然助役、また担当の部長、課長というふうになると思うんですが、部長、このあたりどうなんでしょうかね。やっぱり事務方としてやはり自分とこの所管ですから、積極的に対話を進めていかないといけないと思うんですが、今の段階での部長としての考え方といいますか、腹の固め方はどのようになっておられるのか、部長からも決意をいただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 市長から考え方の御説明があったと思いますけども、事務的に進めております我々としてしましては、今の現状はまだ所有権移転登記請求事件の裁判中でございます。これのいかんがちょっとまだ今のところ現状のままということでございます。

また、先般、追加的請求が裁判所に、補償問題ですけれども、出されております。こういう状況を見据えた中で、円満な解決に向けて解決していく必要があるのではないかとということで、ある程度今の段階では一定限定されておりますけれども、できるだけ円満な解決に向けて事務的な面を取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） あえて部長に答弁を聞いて

といてよかったなと思いました。部長、今のお答えでしたら全然以前と変わってないと思いますよ。それを乗り越えて市長の先ほどのお話があったというふうに思うんですよ。確かに、所有権移転の裁判中でありますから、そのことに影響しないというふうには言いませんけれども、要はそれを乗り越えて協議をしていこうと、場合によればそのことを協議の過程によったら取り下げができるわけでしょう。今回の合意といいますか、市長と代表世話人の合意については、まさにそのことだったというふうに思うんですよ。

だから、事務方としてそういう考え方ではなくて、それは9月9日以前の話ですから、9月11日に話し合いをきちっとされた後の考え方として、そういうようなお考え方はもう捨て去っていただきたいなというふうに思うんです。私の解釈は違うんでしょうかね、向井市長。どうなんでしょうか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 円満解決に向けて話し合っていくと、この基本線は変わってございません。ただ、今の状況は先ほど説明させていただきました。だから、一応時効の回避はできたということで、一定のスタートができたということです。今後助役なり市長とも十分協議した中で、一定の解決策を見出していきたいと考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 真砂君。

21番（真砂 満君） 別に議会で発言して水を差すつもりはさらさらございませんので、積極的に対話、協議をしていただいて、いい方法を見出していきたいなというふうに思います。ただし、何回も言いますが、所有権移転なり付帯で追加いたしました訴訟の件で、それがあからということのなきようにしていただきたいというふうに思います。

それと、時間がないんですが、教育委員会の関係であります。

まず、振興計画の白紙撤回ですけどね、教育長。長々と答弁いただきましたけど、私聞きたかったのはそんなことではなくて、もうせっぱ詰まって

るんですよ、教育を取り巻くさまざまな状況というのは。ですから、今回の白紙撤回によってそのことがすべて先延ばしになった、その事実なんですよ。

樽井校区の話がされましたけども、樽井校区だけの問題ではないんです。教育、幼・小・中、場合によっては保育所も含めた見直しが必要になってるんですよ。そのことを教育委員会としてどうとらまえて、今回の幼稚園振興計画案を出されたか、そこなんですよ。何点が挙げさしていただきましたけどね。そのことの総括がなければいけないわけでしょう。

そんな中で、昨日大森議員さんの質問だったというふうに思うんですけども、教育長は今のところすぐに検討委員会の立ち上げは考えていないと答弁されましたよね。個別にいいますと、樽井小学校区の問題というのは非常に緊急を要する課題でありますけれども、このことは私の判断とすれば、少なくとも向こう3年間非常にやりにくくなったなというふうに思うんですよ。樽井の子供さんからすれば、あのきゅうきゅう詰めの状態を向こう3年間続けさすということに結果的になるんですよ。

ですから、前にも委員会だったか本会議場だったかわかりませんが、行政全般に言えることなんですが、例えば1つ行政として決めたことは責任を持ってそのことを通す、その必要性があるわけでしょう。決めるまでにきちっと議論することはする、協議することはする、そのことをし切って案として出して、それは出した以上は責任を持って通す、それぐらいの決意なかったらだめですよ。議会から言われた、また住民さんから言われた。問題があるから指摘されるんでしょう。言われるんでしょう。仮にもし言われたとしても、きちっと論理立って説明をして納得さす、これが必要なんでしょう。そのことがなければ、どんなことを出していってもだめですよ。そのことはきちっと把握していただきたいし、そのことに対して教育長としてどう考えているんか、ここを明確にさせていただかないと、次の検討案にしたって、次の策にしたって非常に不安です。

そんなことがあって、多分傍聴者の方もたくさ

ん来られてるんじゃないかなというふうに思うんですよ。普通でしたら、白紙撤回したわけですから、もう喜んできょうなんか来なくて普通なのかなというふうに思いますが、余りにも教育委員会の姿勢がぶれ過ぎるんで、多分市民の方は不安だ、そういうことで来られてるんだというふうに思います。それは後でまた答弁いただきたいと思います。

それと、教師のいわゆる自宅研修のあり方ですよ。飯田課長の方から中学校なり小学校の夏休み期間中における教師の地域なり児童・生徒に対する活動の報告がなされました。そういった形で活動がなされているんでしたら、それは非常に結構なことだろうというふうに思いますけれども、私はそれはごく一部ではないのかなというふうに思います。

資料請求をいたしましたので、教育委員会としても、この夏休み期間中、教師が何を研修され、何を報告されたかというのは把握をされておられるわけでしょう。ことしの夏休みの自宅研修に限って見て、教育委員会としてどう判断されているんですか。2回も通達を出されて、これまでのような研修ではだめですよと言われながら、ことしの研修結果はどうだったんですか。きちっと報告をしていただきたいなと思いますよ。

もう残り時間がないので一遍に言いますけれども、結果報告書を私も読まさせていただきました。自宅研修でなければならぬ研修とは一体何なのか。パソコンのワード、エクセル、これを必ず自宅でなければできないんでしょうかね。

それと、非常にひどいのがありました。新歌舞伎座で池畑慎之介を見る。何ですか、これ。これが自宅研修の内容ですか。それをあなた方はそのまま受け取って、校長も判押してるんですか。どこの学校とは言いませんけどもね。全然危機意識もないんでしょう。教育委員会として、学校長なりをどう指導するんですか。これは承認研修という形で今後形を変えていくと思うんですけどね。そうなると、学校長が承認をし、また報告をしていただいて、許可をしたりとか認めたりするわけなんですけども、全然体質変わってないのと違いますか。

こんな報告をする方もする方ですし、認める方も認める方だと思うんですけども、こんなことが本当に市民の前で明らかになっていったら、保護者として教師の信頼感なくなりますよ。過去の資料もいただきましたけども、決して好ましい状況ではない。このことだけは指摘をしておきたいと思います。そのあたり教育委員会としてどう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、性教育冊子の件ですが、私、事前に中野参与に言いましたよね。ここで大事なのは、府教委から回ってきて、ただ単におろすだけではない。課長とこへおりてくると言いましたけども、要は大事なのは、そのものについて教育委員会としてどういう見解を示すかですよ。どういう考え方を持つかです。それを持って下におろすもんはおろしたらええんですよ、学校へおろすもんはおろしたらええんですよ。あんたらは何もしてないですよ。府教委からおりてきたらそのまま流してると一緒ですよ。

私が指摘して、この冊子については問題ありますよと言った後、あなた方は何をしたんですか。何かされましたか。国から絶版になったから回収します、ただそれだけですか。それやったら教育委員会としての機能果たしてないでしょうが。そのことは絶版される前に私言ってるはずですよ。その後どうされたんですか、お答えください。

議長（角谷英男君） 亀田教育長。時間がありませんので端的に。

教育長（亀田章道君） 真砂議員さんから御指摘を受けましたように、確かに今現在幼稚園、小学校、中学校、教育課題が待たなしで取り巻いております。その一つ一つを教育委員会としてやっていかなくてはいかんわけなんですけど、今回のように今まで2年間ほどかけて検討させていただいたその分について、教育委員会として白紙撤回をさせていただいております。

この分についてでもそうでありますけれども、教育委員会としては行政責任を大変痛感いたしておるところでございます。早期に各種の問題について一つ一つ見直しをかけ、今回のケースを十分に総括いたしまして、今後の行政をやってまいり

たいと、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（角谷英男君） 吉野教育指導部長。時間がありませんので端的に。

教育指導部長（吉野木男君） 教員研修に関する教育委員会の考え方でございますが、教員研修というのは非常に専門性的な意味の研修という部分と、広く視野を広げていくという部分があると思うんですが、いずれにしる研修のあり方につきましては、内容、手続等、あるいは最後の報告書等含めて厳格に行われる必要があるというふうにご考えておりますので、今後所定の研修計画あるいは承認願、報告書等に基づいて学校長へのヒアリング等を実施し、指導、助言してまいりたいと思っております。

議長（角谷英男君） 以上で真砂議員の質問を終結いたします。

次に、11番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

11番（松本雪美君） 皆さんこんにちは。日本共産党の松本雪美です。2002年9月議会において質問を行います。今議会では14人目、一番最後の一般質問となりましたけれども、よろしくお願ひいたします。それでは質問に入ります。

大綱1点目、その1はまちづくりについてです。

農地が宅地に変わり、閉鎖された繊維工場の跡地や空き地で放置されていたところもミニ開発が押し寄せています。どんどん開発指導要綱の規制緩和が行われた結果であります。開発協力寄附金も昭和58年には77万円だったものが、今では16万円にも引き下げられてきました。この間、まちの様子が変わり、必要な公共事業が追いついていけないのが現状であります。規制の枠を外れたミニ開発が継ぎ足されて、集会場や公園が設置されず、生活空間へのゆとりは消されていきます。このまちに根をおろした人たちの住環境を市として守り切れないのが実態ではないでしょうか。

樽井小学校のように生徒数が一気に増大し、通学道路となる生活道路にも車が押し寄せて生命の危険さえあります。これ以上住環境を混雑させないゆとりを持ったまちづくりを進めるために、市が主体性を持った開発指導が必要だと思っております。



ミニ開発にも必要な規制をかけるべきだと思います。住みよいまちづくりを進める工夫はないものでしょうか。

その2は、和泉砂川駅前整備ですが、ことしはバリアフリー法を受けて泉南中央地区まちづくり調査を実施しています。来年には砂川駅前の都市計画変更協議に入り、16年度には都市計画決定をして、17年には駅前広場用地を買収、そして市は18年から沿道整備、駅前広場を含めた事業に着手をする、こんな計画を立てているようですが、厳しい財政状況の折、このような大事業を進めていく体力が市にあるのでしょうか。

その3は、公園管理についてですが、市内に82カ所の公園、7カ所のチビッコ広場があります。平成10年度685万円の除草作業委託料が14年度には391万8,000円、43%もカットされ、まともな管理をすることもできない実態でした。市民からは、市は公園をつくるだけ、つくっても管理をまともにしないと怒りの声が直接私たちにも届けられました。

そんな中で、6月議会では不況対策の失業者の受け皿として、国費の緊急雇用対策事業として、3年間に限って毎年630万円が公園管理費として予算化され、ホッとしています。今後、日常的に公園や市道の緑地帯、学校の校庭など公共施設の緑地を維持・管理していく新しいシステムをつくらねば、生きている緑を守ることはできません。これまでの緑化基金は一体何のためのものであったのでしょうか。市民の心をいやす緑を守り育て、住環境の中で新たに緑をふやすことも含めて、具体的な事業化を求めるものであります。

その4は、済生会泉南病院の跡地利用についてです。

市民の切実な願いである市民病院建設は行われず、市民病院建設基金としてこれまで積み立ててきた2億円を新泉南病院建設の際に医療機器購入の費用として泉南福祉医療保健ゾーン整備補助金として出されました。本来ならば大阪府や済生会が出すべきものを泉南市が肩がわりをしたのであります。空港島の2期工事にかかわっての市との約束を一日も早く守ってもらえるようにするべきであります。市内全域の人が利用できる公共施設

として公園やコミュニティセンター、青少年センターなど活用方法はいろいろあると思います。無償貸与を受けて市民の憩いの場として、市内の中心部にあるこの土地を有効活用する企画を一日も早く立ててほしいと思いますが、いかがでしょうか。

大綱2点目は、平和行政です。

6月議会で有事法制についての考え方を問われた市長は、国民の生命、財産を守るのが基本であり、有事に対していかに対応するかの議論はあってしかるべきと思っている、国民の生命などの保護、国民生活への影響を最小限にするための措置について一対で出てきておらないと言っています。

今の段階で政府は説明責任を十分に果たしていない、国はきっちりともっと正確に詳細に果たすべきということを近畿市長会、全国市長会も全会一致で採択をしたところだと、そしてこんなことは多くの賛同を得て可決されることが重要と思っている、皆さんの意見が一致する形での法案ということが望ましいと考えたと答えています。

この市長の発言は、議事録をよく読み返してみますと、結局賛成の立場で答えているなど心の中が見えてくるようであります。

昨日26日、与党3党首は、武力攻撃事態法案など有事3法案を10月18日召集する臨時国会で通すことを確認したそうであります。通常国会で継続審議に追い込んだ国民の反対世論から見ても、二重三重に道理がありません。有事法案の本質は、日本防衛どころか海外での武力行使に道を開き、米国の戦争に参加、協力のために国民の強制動員体制をつくるためのもの、この本質をしっかりと見抜いて、臨時国会が開かれたら市長も地方自治体を戦争に巻き込む有事法制に反対して、泉南市民の代表として平和を守る意思の表明をする気はありませんか。

平和の問題の2つ目は、国会終了後、8月5日、9日、57年前広島、長崎に原爆が投下された日の平和式典に参加をした小泉首相は、核廃絶の緊急性をはっきりと言い切ることをせず、全面核軍縮に至る国連決議案を提出したと自画自賛をしましたが、非同盟諸国が提案をした期限を切った核

兵器廃絶の決議にアメリカに追随して賛成し、アメリカの新しい核政策についての批判をすることもしませんでした。

一方、広島秋葉市長は、核兵器使用を平気で口にするブッシュ大統領に向けて、人類を絶滅させる権限をあなたには与えていないと言い切り、広島、長崎に来てみずからの目で確認することを求める、そして日本政府の役割は、我が国を他のすべての国と同じように戦争できる普通の国としないこと、すなわち核兵器の絶対否定と戦争放棄だとし、日本政府は広島、長崎の記憶と声、祈りを世界に、特にアメリカ合衆国に伝え、あすの子供たちに戦争を未然に防ぐ責任があるんだと熱を込めて訴えました。

そして、長崎市の伊藤市長は、アメリカでの同時多発テロ事件やアフガニスタンへの軍事攻撃、中東における紛争激化、さらに核兵器使用が懸念されるインド、パキスタンの軍事衝突などの国際的緊張の高まる情勢の中で、米国政府はテロ対策の名のもとに、ロシアとの弾道遊撃ミサイル制限条約を一方的に破棄し、ミサイル防衛計画を進めていること、さらに包括的核実験禁止条約の批准を拒否し、水爆の起爆装置の製造再開、新しい世代の小型核兵器の先制攻撃などの可能性を表明、こうした一連の米国政府の独断的な行動を私たちは断じて許すことはできないと、これも厳しくアメリカを批判しました。

市長は、小泉首相のあいさつ、平和記念式典での2人の市長の宣言をどのように受けとめられましたか。二度と再び悲惨な核戦争を引き起こさないことを誓い、平和の思いを世界に向けてこの泉南市から発信しようではありませんか。非核平和条例の制定を住民参加で実現していこうではありませんか。

大綱3点目は、男女平等参画社会の実現に向けてであります。

7年前につくられたプランが見直され、ことし3月には男女平等参画プランが策定されました。基本理念として6点でまとめられておりますけれども、先日あいびあで起こったセクシュアル・ハラスメント事件は、理念から大きく逸脱し、女性の人権を侵害し、女性に対する暴力の何物でもな

いひどい事件でありました。

住民の奉仕者であるべき公務員が同じ職場で働く女性に対して、今後このような卑わいな行為をすることのないように肝に銘じてほしいと思います。世の男性諸君は、冗談で言ったつもりとか、それぐらいのこととか、よく言いますけれども、言葉の暴力は人の心に大きな傷をつけます。言葉の暴力や卑わいな行為を受けた女性にとっては、反発する勇気もないまま我慢を強いられるのであります。

男女ともどんなときでもお互いに人権を尊重し思いやれる心を持つことは、仕事にも家庭生活にもすばらしい関係を育てていくことになるのではないのでしょうか。二度と再び今回のような事件を男女平等を施策として進めてきたこの泉南市で繰り返させないためにも、市はどのように対応されましたでしょうか。

その2は、男女平等条例の制定ですが、男女共同参画社会基本法制定を受けて、各地方自治体でも男女平等条例の制定に向けて動き出しています。泉南市での条例制定に向けては、十分に市民の声、女性の声がそこに反映されるように、市民参加で条例制定の懇話会を持つよう要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

大綱4点目は、市長の政治姿勢であります。

市長は、4月28日の当選後、5月10日に初登庁され、新しい任期は5月23日からでしたが、6月に入って早々に前2期分の退職金2,600万円を受けられました。市条例にのっとってのことですので退職金を受けることは違法ではありませんが、今、世間では不況に泣き、市の財政が大変に厳しい中、市職員の給与もカットされ、敬老会の費用だってわずか300万円程度を削減せざるを得ない、こんな弱い者いじめの行財政改革を強行してきたのは、市長、あなた自身であります。そのあなたは、御自分の退職金は聖域にされました。

リストラ、首切り、自殺、負債の処理をできずに倒産、蒸発、医療費の負担で病院にも行けない、少ない年金で介護保険も利用しない、親の首切りで退学、市税の滞納、国保料や介護保険料の滞納や保育料の滞納増など、本当に市民の生活はもう

限界に来ています。こうした状況を見ても、道義的にも市長の高額の退職金は、市民の目から見て素直に受けとめられるものではありませんでした。市長、あなたの退職金もみんな市民の税金であります。3期目、向井市長は退職金の減額について当時思いつかれなかったのでしょうか。

市財政は大変厳しい状況です。大型公共事業をやめ、むだを省き、市民が納めた税金を市民の暮らしを守るために、市民が納得いく使い方を進めてくださることをこれからもお願いして、壇上からの質問といたします。

以上、後は自席より質問させていただきます。議長（角谷英男君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、平和行政についてと、それから政治姿勢という部分についてお答えを申し上げます。

まず、有事法制のことでございますが、今臨時国会で与党3幹事長が今国会成立を目指しているというお話もございましたけども、けさなんかの報道によりますと、やはりできるだけ広い賛同を得てこういう法律というのはつくらなきゃいけないということもありまして、自・公・保だけではなくて、他の政党にも賛同をいただくという前提で政府としても進みたいと。したがって、今臨時国会においては他のいろんな急ぐ案件もあるんで、この有事法制については臨時国会での成立というのは難しいのではないかと、来年の通常国会に先送りされるのではないかという記事が載ってありました。

私も前回にも御答弁申し上げましたように、やはり日本の国益あるいは防衛という根幹にかかわる部分でございますから、当然多くの国民の代表である国会議員の皆さんの賛同のもとに法律を整備すべきであるという考えを持っておりまして、今回の臨時国会での成立というのは非常に難しいのではないかという考えを持っております。

ただ、やはりこういう問題というのは、平時において一定有事になったときにどう対応すべきかというのは、きっちりと議論をして考え方をまとめておく必要があるというふうには思っております。したがって、私もこの問題については、もっ

と我々地方自治体へ対しての十分な説明と、それから我々の意見を取り入れるようにということとを全国市長会初め多くの機会に申し上げているところでございます。

それと、非核平和都市宣言に基づいた条例化ということでございますけども、御承知のように非核平和都市宣言は昭和59年12月26日に本市議会におきまして議決をいただいております。宣言文の内容は、「真の平和と安全は人類共通の願望である」で始まり、「非核三原則の遵守を政府に強く要望し、核兵器の廃絶を全世界に向かって訴え」としてございまして、非常に崇高な内容となっております。

その宣言文を具体化する目的で、毎年8月に非核平和月間として、非核平和の集いを初めとした、市民の皆様とともに世界の恒久平和に向けた取り組みを行っております。

議会で議決をいただいた崇高な宣言であり、非核平和の集いを初めとする取り組みも次第に定着しておりますので、今後とも非核平和都市宣言の精神にのっとり、市民の皆様とともに世界の恒久平和に向けた取り組みを進めてまいります。

そして、条例化につきましては、全国の非核平和都市との連携を図るとともに、既に条例化を行っております都市の内容を検討してまいりたいと考えております。

例えば、藤沢市でありますとか、東京都中野区なんかもそういう条例を持っておりますし、それから三鷹市もそうでございますが、そういうところの分も含めまして、もしつくとなればやっぱりこの問題についても幅広い賛同を得たものにならないといけないというふうに考えておりますので、今後とも検討してまいりたいと存じます。

それから、終戦記念日における原爆投下されました広島、それから長崎の両市長の発言についてどう思うかということでございますけども、当然我が国が全世界で唯一の被爆国であるということにかんがみまして、二度とこういう悲惨な戦争、すなわち最近ですと近代戦争という形でこういう核の問題、あるいは生物兵器云々も言われておりますけども、そういうことが絶対起こらないように、使用しないことはもちろんでございますが、

それをあらかじめいろんな国連を中心とした中で抑制していくということが何よりも大切ではないかというふうに考えております。

特に、両市長におかれては、被爆都市の市長としての思いも当然あるというふうに思いますので、その両市長の考えということについては私も十分理解をいたしますし、そういうことがあってはならないということを改めて申し述べておきたいというふうに思います。

それから、市長の政治姿勢ということでございますけれども、退職金の話が出ましたけれども、御承知のように33市、大阪府下市がございますが、もっと減額を考えなかったのかということでございますが、私どもは当初からその思いを私自身も持っておりまして、御承知のように府下最低の率という形で条例化をいたしてるところでございます。

また、私どもの職員の給与カット、管理職手当のカットを初め、私自身も市長に就任して以来、一回議会でそれはまかりならんということでは言われましたけれども、10%の給与カットをもう何年になるんですかね、四、五年ですか、五、六年になるんかわかりませんが、続けております。ですから、そういう私どもも厳しい姿勢でみずからを律しながら、そして財政の健全化に向けて取り組んでいるところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 私の方から、まちづくりにつきましてのうち、都市計画とミニ開発、そして和泉砂川駅前整備、そして公園管理と、この3点につきましてお答えさせていただきます。

まず、都市計画とミニ開発についてでございますが、住宅宅地の供給は、市民生活の向上のため、ゆとりと潤いのある健全な都市を形成する上で重要な役割を担うものでございます。しかし、近年の社会経済状況の低迷等により、開発の小規模化が進展している傾向がございます。こうした状況の中で、市といたしましては、都市計画法や開発指導要綱の基準をもとに良質な住宅宅地を供給できるように指導を行っているところでございます。

御指摘のミニ開発化に伴う道路の形状、学校施

設の整備、集会所、公園の設置などにつきましては、関係省庁の行き過ぎは是正の通知等も踏まえながら、事業者に対し、事前協議の段階から必要かつ合理的な範囲内での整備、提供等を指導してまいっております。

また、都市計画法の許可が及ばない開発行為による無秩序な市街化を防止するために、大阪府では許可対象規模を1,000平方メートル以上から500平方メートル以上に幅を拡大し、本市としましてはそれ以下の300平方メートル以上を対象として開発指導要綱で補完しているところでございます。したがって、開発行為のほとんどが都市計画法、開発指導要綱の基準のもとで、規模に応じた許可基準による指導により、一定の道路整備あるいは公共施設整備等が図られているものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、和泉砂川駅前整備についてでございますが、和泉砂川駅前の再開発事業につきましては、景気の回復が見られるまで一時凍結という方針が決定され、再開発事業による整備手法での駅前整備の実施は困難な状況となったものでございます。

しかし、市としましては、和泉砂川駅周辺は山側の都市核と位置づけ、交通結節点機能の整備と駅へのアクセスの向上を目指した道路、駅前広場等の公共施設の整備を早期に図る必要があると考えております。

御承知のとおり、今年度は交通バリアフリー法に基づき、駅、ターミナル等、または鉄道車両、バスなどのバリアフリー化の推進、駅などを中心とした一定の地区における旅客施設、周辺道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想の策定に着手したところでございます。その後の方針といたしましては、この基本構想を踏まえ、駅前広場と都市計画道路の変更の手续を行い、変更後事業認可を受け、和泉砂川駅周辺整備事業に着手したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、公園管理についてでございますが、御指摘の緑化基金を公共施設の緑化推進に役立て

てはということでございますが、これまでにポケットパークの整備、牧野公園、俵池公園、りんくう南浜2号緑地のテニスコート等の整備、また緑の基本計画の策定などに活用を図ってきたところでございます。

今後とも、緑化基金の運用につきましては、緑化推進に役立てていくよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（角谷英男君） 梶本総務部参事。

総務部参事（梶本敏秀君） それでは、私の方から済生会泉南病院の跡地利用について御説明いたします。

この件につきましては、平成11年に行いました関西国際空港2期事業に伴う地域整備事業に関する要望事項であり、大阪府からも貴市の意向を尊重して十分協議してまいりたい、このような回答をいただいているところであります。ことし4月に済生会泉南病院がりんくうタウンに移転しましたので、市としても跡地の活用方法について検討を始めたところでございます。

考え方といたしましては、現施設をそのまま利用できるような施設は考えられないか、また泉南市の図書館と文化ホールが隣接しておりますので、これらになじむ文化・教養的な施設が考えられないか、その辺の観点から今検討を加えておるところでございます。

また、事業手法としては、現下の財政状況、このようなものがございますので、公的機関などの誘致を含め幅広く考えてまいりたい、このように現在思っております。

いずれにいたしましても、検討し始めたところでございますので、今後所有者の大阪府と協議を進めながら、跡地の有効な活用を検討してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（角谷英男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 松本議員の御質問の男女平等の条例制定についてを御答弁させていただきます。

本市の男女共同参画社会に関する取り組み状況でございますが、本年3月に議員御指摘のように、

「せんなん男女平等参画プラン」を策定いたしました。このプランは男女共同参画社会基本法でいうところの本市の基本計画に当たるものでございます。今年度は本プランにのっとり、行動計画の策定に向け取り組んでいるところでございます。

その具体的内容といたしましては、本プランは主要課題別に担当課を明示しております。その内容に沿って担当課と協議を行い、施策の具体化に向け進めてまいりたいと考えております。

セクシュアル・ハラスメント問題について、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱を平成11年6月に施行いたしました。また、「せんなん男女共同参画プラン」におきましても、市役所が率先して男女共同参画のモデル事業所を目指すとしております。これらの点からも、人事研修の充実等庁内体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

条例制定につきましては、「せんなん男女平等参画プラン」を庁内で浸透させるとともに、広く市民の皆様方に御理解をいただけるよう、今後も各種講座、フォーラム、リーフレット作成等で広報を行い、男女共同参画社会実現に向けた基盤整備を図るとともに、先進的な他の市町村の条例の内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） それでは、自席から質問させていただきます。

この間、担当の方から資料を出していただいた中で、地区別の開発戸数ということで調べていただきましたが、平成7年度から14年度までですね。まだ14年は途中ですからなんですけれども、その間に樽井では548戸、それから信達関係723戸、それから新家では515戸、男里では266、岡田では313、こういうふうな数字が出ております。私は、例えば男里浜でしたら、7年より前に大きなライオンズマンションという400戸ものマンションが建設されたことが、サザンコーストですが、そのマンションが建設されたことで、それはこの数字の中には入ってないですから、大変な人口増が一気に男里浜で起こり、そして樽井でもその影響が学校なんかに出ている、

こんな実態ですね。

それから、樽井の市役所周辺でもたくさん開発されましたから、そういうことを見ますと、やっぱりまちづくりということの一番の基本は、まずそこで市民が暮らしやすい、ゆとりのある、そういう状況をつくり上げることだと思うんですが、そういう指導をなかなか規制が緩和されたことによって行政もしにくくはなっていると思うんです。

しかし、こういうものが開発されるときには将来的な展望も見まして、例えば一気に膨れ上がるようなことであるならば、学校に通学する部分も含めてその中で1つの大きな問題提起をして、市がそのことから逃げないようにして、早い時期できちっとした答えを出していくということが本当に大事じゃないかなと思うんです。

それと、もう1つは、そこにミニ開発が起こった場合、牧野なんかでもありますが、農道を使っただけの開発があるんですね。そういう場合、自動車ですれ違うこともできない。後になって農業用水路にふたをかけてやっとなすれ違うことができる、そういうようなことが実態としてありました。だから、そんなも含めて開発会社にはきちっとした指導のもとに、後で市がお金をかけなくてもいいようにしていかなければならないんじゃないかなと思うんですね。

それと、男里の浜ではもう最大に交通量がふえて、命がけであの道路を通らねばならない樽井5号踏切から菟砥橋までの間は大変ですわ。7月にも私たちは大阪府に交渉に行ったときには、5号踏切で歩道を設置するというのも、いろんな法の改正もあったり、南海の取り組みもあったりして、新たに踏切の歩道の部分を設置していく方向で動き出したと、そういうことでお返事もいただきましたし、そうするとあの道できちっと人が歩けるような形で対策を練らねばならないと思うんですね。

以前から地元の区長さんや住民の皆さん、地域の皆さんから出ている要望としては、使えるゆとりのある部分、それも側溝をふたするというのはしんどいんですけども、しかし側溝をふたしてでも歩いてる人たちに危害が及ばないように、交通事故が起こらないような形での対応をしていか

ねばならないと思うんですね。最近も1人の方が亡くなっていると聞いてますし、その辺についてひとつ答えていただきたいなと思います。

それから、砂川駅前的问题ですけれども、砂川駅前の駅前広場、これは13年度には土地鑑定が入りまして、そのときに元ライフの跡地、その部分を、約半分ぐらいあるんだろかな、そのぐらいを駅前広場にするというので、面積も鑑定して値段も鑑定した中で約5億6,800万円、そういう用地の値段が出てきましたね。

今度、都市計画決定をして、そして用地買収に入ると、そういうような動きをつくられているわけですけれども、あの元ライフの建物ですね。あれが物件補償まで含めて計画決定された場合は、その事業化に向けて必要な費用となってきますから、その辺では物件補償をどれくらい見込まれているのか、聞きたいなと思うんですね。事業の総額、駅前広場の整備、道路の整備を含めて、全体でどのぐらいの額を見込んで事業化をされているのか、まずその辺を聞かしてください。

それから、公園の問題ですが、公園はちゃんとした公園管理のシステムをつくらない限り、生き物ですから、幾ら刈ってきれいになってもまた伸びるんですね。前議会の6月議会のときに、これは公園じゃないですが、この市役所前の泉南中学校側のあの花壇ですよ。あそこに草がいっぱい生えてて批判されて、そして草刈りをして、そして今議会のこの9月の終わりに、議会前にまた伸び伸びになってひどくなったものがきれいにカットされて、今きれいになってます。

本当に3カ月もすればもう草が生えて、管理ということでいえば、そのことにお金をかけない限り十分なことはできない。当然、公園も学校の校庭なんか、公共施設の緑もそうです。みんな同じだと思うんですが、こういうことをひっくめて、管理をしていくようなシステムづくりについてきちっと対策を練られるべきだと思うので、その辺はどのように考えておられるのか。まちづくりについては、その点聞かせていただけますか。

副議長（東 重弘君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） まず、男里浜地区の5号踏切から菟砥橋海岸線、この間の交通対策

でございますけども、この間の歩道設置につきましては、昨年の踏切道改良促進法の一部改正によりまして、これまでの懸案でございました樽井5号踏切の拡幅整備が踏切道の統廃合を行わずに整備できるということになりまして、本年8月道路管理者の大阪府と地元の関係区 男里浜、樽井でございます が話し合いを行った結果、大阪府としましては、年内に踏切の拡幅整備に必要な区間も含めて歩道設置計画案を作成した上で、再度地元区と協議した上で南海と交渉を進めてまいりたいと、このように伺っております。

菟砥橋海岸線から5号踏切まで相当距離がございます。この点につきましては、今回樽井5号踏切の拡幅整備をこういう予定にしておりますので、進捗を見ながら、あわせて溝のふたがけとか、このような点について大阪府に対して触れていきたいと、こういうことで考えておりますので、よろしく。

それと、和泉砂川駅前広場の整備について、昨年最終年度でしたけども、市の開発公社でお願いして予算化してきました。残念ながら所有者と価格の点とか第三者の権利関係とかいろいろございまして、解決には至らず、御承知のとおり予算を流したという経緯がございます。

また、物件補償をどのぐらい見ておるのかということでございますけども、これは実際にまだ鑑定士も入ってませんし、駅前広場の面積もどこまで及ぶのかということによって、切り取り補償なのか、あるいは構内とか構外移築とか移転とかいうことで値が相当変わってきます。だから、今のところ補償費については正確な額は出しておりません。

また、事業費の総額についてお聞きしましたが、これも駅前広場の規模あるいは用地代、補償代、また広場にかかわって砂川榎井線の一部変更、そして信達樽井線、これは現道は府道ですけども、この辺の関係もございまして、きちっとした駅前広場の事業費はどのぐらいになるのかと、これについてはいろんな条件がございますので、正式には今のところ出してございませんので、時期が来ればきちっと御報告させていただきたいと思っております。

それと、公園管理のいわゆるきちっとしたシステムづくりについてということで、現状は御承知のとおり、一部地元の自治会あるいは区等に管理をお願いしております。公園数が80カ所余りということで非常に大変な管理でございますけども、できるだけ地区住民の御協力をいただきまして管理に努めてまいりたいと思っております。

ただ、御指摘のいわゆるシステムづくり、緑化基金を活用して公園の草刈りあるいは木の剪定、こういうものに充ててはということだと思っておりますけども、これにつきましては、これまで基金の運用については申しあげましたけども、非常に重要な事業にも使っておりますので、一般の管理に運用するんかという点につきましては、今後十分検討させていただきたいと、このように考えます。議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 和泉砂川駅前問題では、今物件補償については十分今の段階では出せないんだと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、以前平成10年度に再開発調査の中で出てきた額は、店舗ということで従前の建物資産概算額ということで、ライフの部分では14億3,500万円、こういうふうな数字が出てますね。土地代も毎年少しずつ値下がりはしてきてますけれども、ことしは商業地14.4%ですね。それぐらいの値下がりがありますけれども、しかし物件の補償も含めてみれば、相当大きな額のお金を用意せねばなりませんね。

先日からの市町村施設整備貸付金ということで、大阪府が市町村の財政健全化方策ということで泉南市にも提示された分、これまでの府から借りた分についての金利を下げてくださいと。5,800万円の金利を下げてくださいということで、今回も議案には借りかえで下げることが出てますけれども、7.5%の金利を2%に下げると5,800万円浮くという話ですが、しかしその反面に20億円も5年間かけて、先ほどからの論議にもありましたけれども、市民の暮らしを削ってまでこれを実施する、そういう大変な、大阪府としては、泉南市にこういうことをせよと。泉南市がこれでもしこの計画を受けたとき、これを守らなかったらペナルティーがあって、貸付金利の引き下げ措

置をその時点で打ち切るとか、新規貸し付けを3年間停止するとか、そういうような厳しい中身で迫ってきているでしょう。こんなことまでしても5,800万円を浮かすために必死になっているときに、和泉砂川駅前のあの駅前広場の用地を買収するだけの体力が泉南市にあるのでしょうか。

ただ、これはライフだけの問題ですが、周辺には住宅もありますし、それから店舗もありますね。クリーニング屋さんとか喫茶店とか、住宅3軒、酒屋さん、そういうのも含めると相当な額のお金を用意しないと、用地買収は、この事業は成功しない。

これだけでなく、事業をするにつけてはまた事業費が要るわけですからね。もういわば20億や30億十分かかるような、そういう事業にはなっていくだろうと思われませんか。そういう状況がわかっていながら、やっぱりまだこの18年度に事業化をするための準備を今の時点で進められていくのでしょうか。その辺はどうなんですか。

議長（角谷英男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、おっしゃられたことでかなり事実と違う部分がございますので、まず指摘をしておきたいと思えます。

ライフ跡地については、ライフが入店してる場合の補償と、今何も活用されておられないわけございまして、昨年度いろいろ話し合いしたときに、権利者側からの希望としてあったのは、除却費、要するにつぶす費用ですね。これを見ていただきたいという話がありました。我々のは更地鑑定ということで、それが既にあるものとしての鑑定という形で土地の鑑定をしてるといのがございましたから、その辺で話をさしていただいたわけでございます。ですから、今御指摘ありました再開発をやるとうしている再開発の換地なり、あるいはその補償という計算の中での数字は、今とは全然条件が違うということが1つ。

それから、御指摘ありましたクリーニング店とか喫茶店というのは、これは府道信達樽井線にかかる分ですから、泉南市が事業主体になるというものではございません。泉南市はあくまでも砂川榎井線が事業主体ということでございます。

それから、砂川榎井線については、御承知のよ

うに、事業費の基本的に2分の1は国庫補助、残りの2分の1の2分の1 4分の1については住宅都市整備公団から負担をいただいているという極めて有利な形で事業を行っておりますので、ですから一般財源等あるいは起債等に与える影響というのは、通常の路線よりは少なく済むということでございます。

ですから、都市基盤の整備の最たる駅前整備、そしてバリアフリー化という中で、この事業というのはやはり優先的に行っていくべきものだというふうに考えておりますので、今後も条件が整い次第事業にかかってまいりたいと存じております。議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 砂川駅前停車場線のことを市長おっしゃいましたわね。これは事業の中で府との話し合い、事業をするには府は泉南市にしっかりとやってくれと、そういう形で、道路についても協力はするけれども、都市計画決定できている泉南市の事業化だからということで、きっちと大阪府としてはそのことから数字の計算はできると思いますけれども、しかし事業そのものは泉南市にお預けをされた、預けられてる部分じゃないんですか。私はそういうふうに聞いてますよ。府との関係がちゃんとできてるんでしたら答えていただけますか。

議長（角谷英男君） 楠本都市整備部長。

都市整備部長（楠本 勇君） 和泉砂川駅前停車場線、いわゆる都市計画道路信達樽井線のこの問題ですけども、当然事業をする場合には、基本的には府道ですんで、これは大阪府が事業主体ということになると考えております。当然、具体化していく中で、もう少し具体的に大阪府に詰めていけないかと、このように考えております。

先ほども言いましたように、ことし調査して都市計画変更をして、駅広も位置づけて事業認可として事業と、先ほども申し上げましたけども、そういう今後のスケジュールの中で当然大阪府に交渉すると。今まで一応話し合いはしてきているということでございますけども、ことし交通バリアフリーの調査をやるということもお話ししてまして、今後きっちとした話し合いに向けて取り組んでまいりたいと考えてます。



議長（角谷英男君） 松本君。

11番（松本雪美君） 交通バリアフリーの調査をしても、100ヘクタール、そしてその一部分の砂川駅周辺、それについてこれから事業化をしていくためには、また基本計画をつくったりいろんな形で取り組んでいかねばならない作業がいっぱいありますよね。なかなか前に進むことができないのは、住民との合意も得れるかどうか、そういうところ辺にもあるんですよ。だから、一概に都市計画決定して18年度から事業化やと言っても、それはなかなか大変な問題を抱えていると思います。

それから、市長自身も、先ほどいろいろな事業、別々の事業だから駅前広場の部分についてはもう絶対必要なことだから、もっと事業としてはやりやすいものになりますみたいな話でした。しかし、そのために必要な事業化を起こせば起こすほど市の負担は大きくなるわけですよ。土地代だけでもこれ5億円ほどでしょう。それから、幾ら中身に物が入っていたとしても、あれだけの建物を除却して、除却するために必要な物件補償というのは相当なお金になってくるのは当然であります。

私は、市の財政がこれだけ大変な折に、先ほどから何遍も部長がおっしゃってるように、市の財政が好転するまで棚上げにしとけばいいんじゃないですか。それとも、もっと必要なことであるならば、今あのライフの建物に入らない部分の広さでも相当ありますよ。その部分だけ使っても駅前広場はできるはずですよ。十分できます。道路も砂川樫井線にセットすることもできます。もうちょっとできる話として私たちの前に示してください。

それから、今回は数字出てないとおっしゃいますが、次に質問するときまでにはきちっと事業化の方針も立てて、我々にはお金の額まで示せるようにしてください。

それから、公園の問題ですが、本当に住民の皆さんが、伸びた枝から雨が垂れ下がってきたり、歩くのも歩道ではその枝が邪魔になるやないかといってカットをしてくれてるボランティアの方もいらっしゃるわけですよ。そういう皆さんに迷惑をかけないようなシステムをきちっとつくって

ださい。

お金はあります。十分あります。緑化基金に毎年3,000万以上のお金を積み立てていって、ちょっとたまれば牧野公園の部分に使ったりとか、今度はテニスコートつくるために使ったりとか、そういうふうに使っていってますやん。本当はそういうことに使うことも大事ですよ。新しい事業としても大事です。しかし、つくったものを守ることにお金を使うことの方がもっと意義があります。これは言うておきます。

それから、平和の問題ですが、幾ら市長がどういふに言っても、市長の考え方は武力攻撃事態法に賛成の立場ですね。私は、そういうふうに関の答弁を聞いてもわかりました。

それで、これに賛成されるということになると、地方自治体はやっぱりそれに協力をせねばならない、そのことをすべて受け入れる、そういう武力攻撃事態法、それから自衛隊法の改正なんかで示されてきたいろんな公共施設も提供せねばならないようなことが当然それを受けねばなりませんね。

だから、こんな法律は制定されないように、これはやっぱり戦争に協力するようなことはしないんだという姿勢を私は市長が示すべきだと思うんですよ。市長は、何か今は十分な説明責任を国がしていないから、だから説明責任を果たしてほしいとか、それからもっと中身を知った上で国民が、また国会議員が多くの人賛成できるものならいいと、こういうふうにおっしゃるわけですから、私は賛成の立場だなど、そういうふうに関理しました。

それから、核兵器の非核平和条例は今、日本じゅうでもあちらこちらでそういう条例制定もやられてるわけですから、これから先、集いにも参加させていただいて、ことしは本当にいい集いにさせていただいたことで、担当された担当者の皆さんにも本当によく頑張ってくれたと思って、その思いを述べておきます。

市長の退職金の問題ですけれども、市長は自分の退職金は聖域にされました。私は、これは条例がつきもんですから、条例で改正をしないと退職金を減らすこともできませんでしょうけれども、条例を改正するということは、やっぱり市長がそ

の意思を表明して、きちっとそういうふうには、市の財政が厳しい折だからこそ、こういうことも含めてこれはやるべきではなかったかなと、そういうふうには思いました。

秋田県の湯沢市長さんは、給料3割カット、交際費は2分の1に減額、市長の公用車は廃止、そして国保料や介護保険料も2分の1に、国保料は2万円近くですか減額したし、介護保険は2分の1に減額したとか、そういうふうにはやっぱり市長となったときに市民にどう尽くせるか。今のこの大変な事態の中でどのように市民の生活を守っていくか、そのことを本当に強く市政に示してやっています。だから、また考えて市長も……

議長（角谷英男君） 以上で松本議員の質問を結びたいします。

これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後4時35分 流会

（了）

#### 署名議員

大阪府泉南市議会議長 角谷英男

大阪府泉南市議会議員 竹田光良

大阪府泉南市議会議員 中尾広城